

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号～第●●号 所得税納税告知処分取消等請求事件

国側当事者・国(横須賀税務署長)

平成22年2月12日棄却・確定

判 決

第1事件、第5事件及び第6事件各原告(A株式会社及びB株式会社各訴訟承継人)

C株式会社

代表者代表取締役 甲

第2事件原告 D株式会社

代表者代表取締役 甲

第3事件、第4事件及び第7事件各原告(E株式会社及びF株式会社各訴訟承継人)

G株式会社

代表者代表取締役 甲

原告ら訴訟代理人弁護士 山田 卓生

宮塚 久

金子 憲康

宮武 雅子

丹下 隆之

被告 国

代表者法務大臣 千葉 景子

処分行政庁 横須賀税務署長

村上 幸宏

指定代理人 肥田 薫

雨宮 恒夫

殖栗 健一

清水 一夫

引地 俊二

高牀 美晴

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長が原告C株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同13年6月分、同年10月分ないし同15年1月分及び同年5月分ないし同年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの）
- (2) 横須賀税務署長が原告C株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同13年6月分、同年10月分ないし同14年12月分及び同15年5月分ないし同年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの）

2 第2事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長が原告D株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの）
- (2) 横須賀税務署長が原告D株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年7月分及び同年9月分ないし同年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの）

3 第3事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長が原告G株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同年11月分、同13年2月分ないし同年12月分及び同14年3月分ないし同15年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの）
- (2) 横須賀税務署長が原告G株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同年11月分、同13年2月分ないし同年12月分、同14年3月分ないし同15年3月分及び同年5月分ないし同年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの）

4 第4事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長がE株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、横須賀税務署長が同17年5月24日付け異議決定で一部取り消し、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決（ただし、平成18年6月12日付け裁決書訂正書により一部訂正した後のもの）で

一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの)

- (2) 横須賀税務署長がE株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの)

5 第5事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長がA株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの)
- (2) 横須賀税務署長がA株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同15年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの)

6 第6事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長がB株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同年10月分、同年12月分ないし同15年9月分、同年11月分及び同年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの)
- (2) 横須賀税務署長がB株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同年10月分、同13年1月分ないし同15年9月分、同年11月分及び同年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの)

7 第7事件

次の各処分を取り消す。

- (1) 横須賀税務署長がF株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同13年3月分、同年5月分ないし同年9月分、同年11月分ないし同14年10月分及び同15年1月分ないし同年12月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの)
- (2) 横須賀税務署長がF株式会社に対して平成16年12月28日付けでした同12年1月分ないし同13年3月分、同年6月分ないし同年9月分、同年11月分ないし同14年10月分及び同15年1月分ないし同年12月分の不納付加算税の各賦課決定処分(ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年1

1月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの)

第2 事案の概要

- 1 (1) 本件各訴えの原告は、当初、第1事件はC株式会社（以下「原告C」という。）、第2事件はD株式会社（以下「原告D」という。）、第3事件はG株式会社（以下「原告G」という。）、第4事件はE株式会社（以下「原告E」という。）、第5事件はA株式会社（以下「原告A」という。）、第6事件はB株式会社（以下「原告B」という。）、第7事件はF株式会社（以下「原告F」といい、これら7社を「原告ら」という。）であったが、本件訴訟係属中の平成21年4月1日に、原告Cが原告A及び原告Bを、また、原告Gが原告E及び原告Fをそれぞれ吸収合併し、訴訟承継をしたものである。
- (2) 本件は、横須賀税務署長が、原告らが所有し運航する船舶に乗船している外国人漁船員の配乗等に関する業務を行った法人に対して原告らが支払った金員のうちの一部について、原告らが雇用する外国人漁船員の人的役務の提供の対価であり、非居住者に対する国内源泉所得の支払に該当するとして、原告らに対し源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分をしたのに対し、原告らが、原告らと外国人漁船員との間に雇用関係はなく、当該金員は国内源泉所得の支払に該当しないこと、外国人漁船員らは非居住者に該当しないことなどを理由に、前記各処分（ただし、審査裁決により一部取り消され、横須賀税務署長が平成20年11月26日付けでした各変更決定処分により減額された後のもの）は違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

2 関係法令等の定め

- (1) 所得税法（以下「法」という。）2条1項は、法における用語の意義を定めているところ、「国内」とはこの法律の施行地をいい（同項1号）、「居住者」とは国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい（同項3号）、「非居住者」とは居住者以外の個人をいう（同項5号）旨定めている。
- (2) 法5条2項（平成19年法律第6号による改正前のもの）は、非居住者は、法161条に規定する国内源泉所得を有するときには、所得税を納める義務がある旨定めている。
- (3) 法161条8号イは、俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。）に基因するものは、国内源泉所得に当たる旨定めている。
- (4) 所得税法施行令（以下「令」という。）285条1項2号は、居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務その他の人的役務の提供（国外における寄航地において行われる一時的な人的役務の提供を除く。）は、法161条8号イに規定する政令で定める人的役務の提供に当たる旨定めている。
- (5) 法212条1項（ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）は、非居住者に対し国内において法161条1号の2から12号までに掲げる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、当該国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨定めている。
- (6) 法213条1項1号は、法212条1項の規定により徴収すべき所得税の額は、同項に規定する国内源泉所得の金額に100分の20の税率を乗じて計算した金額とする旨定めてい

る。

- (7) 国税通則法67条1項ただし書は、納税の告知に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、不納付加算税を徴収しない旨定めている。

3 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実等は、その旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いが無い。

(1) 原告らの業務、取引関係等

ア 原告らは、いずれも水産物漁獲及び販売加工の業務等を業とする株式会社であり、別紙1記載の各船舶（以下「本件各船舶」という。）をそれぞれ所有し運航して遠洋まぐろ漁業を営んでいた。原告らのうち、原告C以外の会社はいずれも原告Cの子会社又は孫会社であり、その代表者はいずれも原告Cの代表者が兼ねており、所在地も原告Cと同じであり、その事務はすべて原告Cが行っていた。本件に関する事務手続も各社とも同じで、いずれかの会社だけが他の会社と異なる特殊な取扱いをすることはなかった。（甲F3の2、原告ら代表者、弁論の全趣旨）

イ 原告らは、平成12年1月から同15年12月までの間（以下「本件対象期間」という。）、本件各船舶に、原告らの従業員である日本人の漁労長ら日本人漁船員のほかに、外国人漁船員ら（以下「本件外国人漁船員ら」という。）を乗船させて、遠洋まぐろ漁業を営んでいた。本件外国人漁船員らは、本件各船舶に乗り組んでいる間、原告らの指揮命令の下で漁労等の作業に従事した。本件外国人漁船員らは、いずれも外国籍の者であり、専ら国外で本件各船舶に乗船及び下船し、我が国に上陸することはなかった。

ウ H株式会社（以下「H」という。）、I株式会社（以下「I」という。）及びパナマ法人である「J」（以下「J」という。）の日本における代理店である株式会社K（同社の原告らとの取引は専らJの代理店としてのものであるため、以下「K（J）」という。以下「H」、「I」及び「K（J）」を併せて「本件各手配会社」という。）は、いずれも日本国内の法人であり、原告らと本件外国人漁船員らとの間で、本件外国人漁船員らが本件各船舶に乗船するための手配、連絡、調整等の業務を行っていた。原告らの本件各手配会社の利用関係は別紙1記載のとおりである。そして、本件各手配会社は、それぞれ外国の手配会社（以下「外国マンニング会社」という。）を利用して、本件外国人漁船員らの乗船の手配等を行っていた。

エ 原告らは、本件各手配会社に対し、毎月、本件各手配会社から請求される金員（同金員のうち、本件外国人漁船員らの本件各船舶における労務提供に関する金員を「本件金員」という。）を送金していた。

(2) 処分の経緯等（別表1ないし7参照）

ア 横須賀税務署長は、平成16年12月28日付けで、原告らに対し、それぞれ別表1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、6-1及び7-1の各「納税告知処分等」欄記載の源泉所得税の各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び不納付加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした（その各月分ごとの内訳は、別表1-2、2-2、3-2、4-2、5-2、6-2及び7-2各記載のとおりである。）。

イ 原告らは、横須賀税務署長に対し、平成17年2月24日、前記アの各処分につき異議申立てをしたところ、横須賀税務署長は、同年5月24日、同異議申立てをいずれも棄却する

旨の決定をした。

ウ 原告らは、国税不服審判所長に対し、平成17年6月24日、前記アの各処分につき審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、同18年5月29日、別表1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、6-1及び7-1の各「審査裁決」欄記載のとおり、前記アの各処分について、いずれもその一部を取り消す旨の裁決をした（その各月分ごとの内訳は、別表1-3、2-3、3-3、4-3、5-3、6-3及び7-3各記載のとおりである。）。なお、国税不服審判所長は、原告Eに係る裁決書の平成14年8月分の源泉所得税に係る納税告知処分の金額の表示が誤っていたことから、平成18年6月12日付け裁決書訂正書により、その部分を訂正しており、別表記載の額はその訂正後のものである。

エ 原告らは、平成18年11月27日、本件各訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

オ 横須賀税務署長は、平成20年11月26日付けで、別表1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、6-1及び7-1の各「本件各一部取消処分」欄記載のとおり、審査裁決により一部取消しがされた後の前記各処分について、各納税告知処分の一部減額処分（その各月分ごとの内訳は、A-2、B-2、C-2、D-2、E-2、F-2及びG-2の各「本件各納税告知処分の額」欄記載のとおりである。）並びに各賦課決定処分の減額の変更決定処分（その各月分の内訳は、A-3、B-3、C-3、D-3、E-3、F-3及びG-3記載の各「本件各賦課決定処分の額」欄記載のとおりである。）をした（以下、横須賀税務署長の平成20年11月26日付けの前記各処分により減額された後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各処分」という。）。

4 被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性

(1) 原告らは、本件各船舶を運航して遠洋漁業を営むものであり、本件外国人漁船員らは、本件各船舶において漁業に従事し、人的役務を提供している。そして、原告らは、本件外国人漁船員らに対し、本件各手配会社を通じて、上記役務提供の対価として本件金員を支払った。

本件金員は、令285条1項2号の「内国法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務その他の人的役務の提供」に基因するものに該当し、法161条8号イの国内源泉所得に該当する。

(2) 非居住者に対し、国内において法161条1号の2から12号までに掲げる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、当該国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない（法6条、212条1項）。当該国内源泉所得の支払の際に徴収すべき所得税の額は、当該国内源泉所得の金額に100分の20の税率を乗じて計算した額である（法213条1項1号）。

本件外国人漁船員らは、日本国内に住所及び居所を有しないから、本件外国人漁船員らは法の「非居住者」に該当する（法2条1項5号、3号）。また、法212条1項に規定する「支払をする者」とは、支払対象となる国内源泉所得の支払義務を自ら負う者を指すのであり、支払対象が雇用契約に基づく役務提供の対価の場合は、雇用主がこれに当たる。そして、原告らは、本件外国人漁船員らの雇用主であるから、本件金員の「支払をする者」に当たる。

(3) 原告らが本件外国人漁船員らに支払った本件金員の額は、本件外国人漁船員らの基本給、賞与及び各種手当（役職手当、寒冷地手当等）の合計であり、原告らごとの本件各船舶別、本件各手配会社別、本件対象期間の各月分（以下「本件各月分」という。）別の明細及び徴収すべき所得税額の明細は、別表A-1、B-1、C-1、D-1、E-1、F-1及びG-1各

記載のとおりである。そして、原告らが本件金員の本件各月分の支払につき納付すべき税額は、それぞれ別表A-2、B-2、C-2、D-2、E-2、F-2及びG-2の各「徴収すべき所得税額」欄記載のとおりである。

本件各納税告知処分の額（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの）は、同各別表の「本件各納税告知処分の額」欄記載のとおりであり、いずれも徴収すべき所得税額と同額か、又はこれを下回る額である。

(4) 原告らの本件各月分における源泉徴収すべき所得税に係る不納付加算税の額は、それぞれ、別表A-3、B-3、C-3、D-3、E-3、F-3及びG-3の各「不納付加算税の額」欄記載のとおり、本件各納税告知処分の額（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、同法67条1項の規定を適用し、100分の10の割合を乗じて算定した金額であり、本件各賦課決定処分の額（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの）は、同各別表の「本件賦課決定処分の額」欄記載のとおりであって、本件不納付加算税の額と同額である。

(5) したがって、本件各処分はいずれも適法である。

5 争点

- (1) 原告らと本件外国人漁船員らとの間に雇用関係があるか。
- (2) 原告らは国内源泉所得の「支払をする者」（法212条1項）に該当するか。
- (3) 本件外国人漁船員らは、法の規定する「非居住者」であるか。
- (4) 徴収すべき所得税額に係る被告主張は適法か。
- (5) 本件各処分は信義則に反するものでないか。
- (6) 国税通則法67条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に当たらないか。

6 当事者の主張の要旨

- (1) 争点(1)（原告らと本件外国人漁船員らとの雇用関係）について

（被告の主張）

原告らは、我が国の船員労働行政上の取扱いによって定められた枠組み（いわゆる海外基地方式）に基づいて本件外国人漁船員らとそれぞれ雇用契約を締結し、これにより、本件外国人漁船員らは、原告らの指揮監督の下、原告らに対して役務を提供し、原告らは、その対価として本件外国人漁船員らに対し賃金を支払っていた。

（原告らの主張）

原告らは、本件外国人漁船員らと雇用契約を締結しておらず、本件外国人漁船員らを雇用しているのは外国マンニング会社である。雇用契約というためには、一方が他方の指揮命令に服して、労務を提供し、労務の対価として他方から給付を受け取ることにつき、意思表示の合致があることが必要であるところ、本件外国人漁船員らとの間で、この意思表示の合致があるのは、外国マンニング会社である。また、本件外国人漁船員らは、外国マンニング会社から労務の対価としての給料やボーナスを受け取っている。さらに、本件外国人漁船員らの採用及び給与の決定権限は外国マンニング会社にある。原告らと本件外国人漁船員らとの関係は、形式的

には、通達で認められた海外基地方式という仕組みを踏まえているが、原告らの海外事務所はペーパーオフィスであり、その実態は異なる。

(2) 争点(2) (原告らは国内源泉所得の「支払をする者」といえるか) について

(被告の主張)

法212条1項の「支払をする者」は、具体的に支払行為を指すものではなく、支払対象となる国内源泉所得の支払義務を自ら負う者をいうものと解するべきである。原告らは、雇用契約に基づき本件外国人漁船員らに対して本件金員の支払をすべき義務を自ら負っているから、原告らは、本件金員の「支払をする者」に該当する。そして、原告らは、本件金員を国内の本件各手配会社へ送金し、これによって本件金員を本件各手配会社を介して非居住者である本件外国人漁船員らに支払っているから、同項にいう「支払の際」は、本件各手配会社への送金時である。

船員法53条は、船員に対する賃金の直接払の原則を定めているが、同法56条は、船舶所有者は、船員から請求があったときは、船員に支払われるべき給与その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によって生活を維持する者に渡さなければならないとして、直接払の原則の例外を規定している。本件外国人漁船員らの長期間の海上労働という特殊性及び本件各当事者間の合理的意思解釈からすれば、本件外国人漁船員らは自らの賃金等を原告らが本件各手配会社へ送金することに同意しており、これは同法56条の定める場合と同視できるというべきであって、本件において同法53条違反の問題が生じないのはもとより、原告らが本件金員を本件各手配会社へ送金した時点で、原告らが本件金員を本件外国人漁船員らに交付したのと同様に、原告らの賃金支払債務は消滅するというべきである。

(原告らの主張)

原告らは、本件外国人漁船員らに対して本件金員を支払ってはならず、本件各手配会社に対して本件金員を支払ったものである。本件各手配会社は、本件金員を、これを受領した月の本件外国人漁船員らの月額給料や賞与として取り扱っていない。よって、原告らは、本件外国人漁船員らに対し「支払をする者」に該当し得ない。

被告は、船員法53条の賃金直接払の例外である同法56条に定める船員から請求があった場合と同視できると主張する。しかし、本件各手配会社が、使用者側による搾取を禁じた同法53条を背景に規定された同法56条に定める「同居の親族又は船員の収入によって生計を維持する者」に準ずる存在になるはずがない。そして、本件外国人漁船員らは、雇用主が原告らであること、又は船主が雇用主であることについて認識がないから、同条にいう「請求」を行えるはずがない。

(3) 争点(3) (本件外国人漁船員らは「非居住者」か) について

(被告の主張)

本件外国人漁船員らは、外国人であり、専ら国外においてのみ本件各船舶に乗船及び下船し、我が国に上陸することはないから、本件外国人漁船員らが勤務外の期間中通常滞在する地は国外にあると認められ、法にいう「居住者」すなわち「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」(法2条1項3号)に該当しない。したがって、同項5号の「非居住者」に該当する。

法にいう「この法律の施行地」(法2条1項1号)とは、地理的にある一定の地域(又は水域)を意味する概念であり、本件各船舶のような動産それ自体は、これに当たらない。また、

法の規定する「住所」とは、個人の生活の本拠、すなわちその者の社会生活上の諸問題を処理する拠点をいうのであり、船員が船舶内に起居し、生活の大部分を公海上で過ごしていても、その意味では船舶は単なる勤務場所にすぎず、これを住所ということはできない。「居所」も土地と一定程度密着した場所を前提とした概念であるから、船舶はこれに当たらない。

(原告らの主張)

本件外国人漁船員らは、まぐろ遠洋漁業船の漁船員という1年以上の期間漁船に居住することが予定されている職業に従事するものであるところ、本件各船舶は日本籍船であるから、日本国の主権が及び、法の適用があるので、「この法律の施行地」(法2条1項1号)であり、「国内」といえる。したがって、「在留期間が予め1年未満であることが明らかであると認められる場合」を除き、国内に住所を有すると推定される(所得税基本通達3-3、令14条1項1号)。

また、本件外国人漁船員らは、実際にも、普段の生活において必要な設備がすべて存在する本件各船舶の中において、およそ1年以上の長期間にわたり生活しており、家族その他の第三者と交信して社会生活上の諸問題を処理していたから、本件外国人漁船員らは、本件各船舶に「生活の本拠」であるところの「住所」があった。仮に、本件各船舶が「生活の本拠」といえないとしても、本件外国人漁船員らは、およそ1年以上も継続して本件船舶上で生活していたから、少なくとも、本件各船舶に「生活上、多少継続して居住する場所」すなわち「居所」があったというべきである。

したがって、本件外国人漁船員らは、法にいう居住者であるか、又は居住者と推定される。

(4) 争点(4) (被告の主張する源泉徴収すべき所得税額等の適法性) について

(被告の主張)

原告らが本件金員について徴収すべき源泉所得税額は、概算額の請求書や精算額の請求書などの客観的資料に基づき作成された信用性のある調査報告書のとおり、本件各船舶の航海すべてについて、当該船舶に乗船していた本件外国人漁船員ら全員の各人及び各月ごとに、適正に算出されている。したがって、被告が主張する原告らの本件各月分の支払額について納付すべき源泉所得税額も適正な額である。

(原告らの主張)

被告側で作成した調査報告書は概算額の請求書、精算額の請求書、総勘定元帳等に基づき作成されたというものの、同調査報告書に記載されたそれぞれの数字の由来は全く不明であって、その内容の当否を検証することは文字どおり不可能である。本件各処分については、これまでの間、6回にわたり変更がなされ、その都度被告側が主張する課税額に変更が生じている。被告が提出した調査報告書に基づく課税額が正確であるとの保障はどこにもなく、むしろ、依然として誤りを含むものと考えの方が合理的である。調査報告書記載の数字の当否について確認することが不可能である以上、その正確性について確信を得ることもまた不可能であるから、本件では課税標準の立証がない。

(5) 争点(5) (信義則違反) について

(原告らの主張)

本件各処分は信義則違反である。

すなわち、原告らが外国人漁船員を乗船させるようになった平成2年度以降、横須賀税務署は、何度か税務調査も行い、原告らが「委託料」及び「派遣料」の支払について所得税の源泉

徴収を行わずにいたことを熟知していながら、14年もの長きにわたり、源泉徴収をすべきであるとの指摘は一切なく、これを事実上是認していた。したがって、原告ら代表者が、横須賀税務署から外国人漁船員について所得税の源泉徴収を行う必要はないとの見解が示されていると考えたことに、何らの落ち度はない。

また、原告らが源泉徴収を行うためには、本件外国人漁船員らの各人ごと、本件各月ごとに所得の額を把握しなければならないところ、本件外国人漁船員らに対する支払は専ら外国マンニング会社が行っており、原告らがそのような所得を把握することは不可能である。

(被告の主張)

本件各処分は信義則違反に当たらない。

信義則の法理の適用の是非については、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼してその信頼に基づいて行動したところ、後に当該表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか等を考慮して判断すべきところ、本件では、税務官庁が、原告らに対し、本件金員について所得税を源泉徴収する必要がある旨の公的見解を示したことはない。また、仮に、過去において、本件金員と同様の金員の支払について、原告らに対し、源泉所得税の納税告知処分が行われたことがなかったとしても、それによって処分行政庁が原告らに対し信頼の対象となる公的見解を示したものとはいえない。それどころか、国税当局は、L漁業の関係団体からの相談に対し、雇用主である船主に源泉徴収の義務がある旨の見解を示していた。

また、本件においては、原告らが本件各手配会社からの請求を受けて、その請求書に各人ごとに区分表示されている本件外国人漁船員らの基本給、賞与、各種手当の金額を含めた金員を送金した時点において、それらの金額に所定の税率を乗じて集計することにより、納付すべき源泉所得税額が算出できるものである。これらの計算に必要な情報は、原告らによって入手することが困難なものも含まれておらず、仮に必要な資料が手元になかったとしても、本件各手配会社に対して必要な資料や情報を求めれば、本件各手配会社はその提供を拒むような事情は認められないから、これらの資料や情報を入手することは十分に可能であった。

(6) 争点(6) (国税通則法67条1項ただし書の正当な理由の有無)

(原告らの主張)

原告らが源泉所得税を納付しなかったことについて何の落ち度もないから、納付しない納税者との間の客観的な不公平を実質的に是正し、不納付による納税義務違反の発生を防止するという不納付加算税の趣旨に照らし、原告らには国税通則法67条1項ただし書に規定する「正当な理由」がある。

(被告の主張)

国税通則法67条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することができない客観的な事情があり、不納付加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に不納付加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当であって、単に源泉徴収義務者の法律の不知又は錯誤に基づくというのみでは、「正当な理由」に当たらないというべきである。本件において、原告らは、本件金員の支払に際し、所得税の源泉徴収をしなければならないことは十分認識し得たというべきであり、原告らは単に法の不知又は誤解により源泉徴収義務を怠ったにすぎず、「正当な理由」は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の3の前提事実（以下「前提事実」という。）に加え、証拠及び弁論の全趣旨（各事実の後に付記する。）によると、以下の事実を認めることができる。なお、当事者間に争いがない事実については、争いがない旨記載した。

(1) 日本漁船への外国人漁船員の受入れに関する我が国の法令の定め、労働行政上の取扱いとこれに沿う原告らの行為等

ア 船員法第4章「雇入契約等」は、船員の雇入契約の内容、成立、解除、終了等について規定しているところ、これらの規定においては、船舶所有者と船員との間で雇入契約が締結されることが前提とされている。

また、本件対象期間当時、船員職業安定法（平成16年法律第71号による改正前のもの。以下「旧船員職安法」という。）53条は、船員労務供給事業（供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させること）を禁止し、その違反者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨の罰則が定められていた（旧船員職安法65条5号）。

イ 我が国の船員労働行政においては、従来から、日本漁船については、陸上労働分野の閣議了解を準用し、外国人漁船員を受け入れないよう指導されてきたが、平成2年3月、海上漁場を確保するため外国人漁船員の受入れが求められていた当時の状況を踏まえ、外国人漁船員との混乗が求められている海外基地を利用する漁船を対象に、一定の制限を設けて外国人漁船員を受け入れることとされた（同月30日付け運輸省海上技術安全局船員部長通達（以下「本件部長通達」という。）。本件部長通達には、上記制限の1つとして、「外国人漁船員は、対象漁船の漁業者の海外事務所へ雇用されるものであること」が明記され、我が国の漁業者は、我が国の船員労働行政上の枠組みに基づいて外国人漁船員を対象漁船に乗り組ませようとする場合には、当該外国人漁船員を直接雇用する形態を採ることが要求されていた（以下、この本件部長通達に基づく外国人漁船員の受入方式を「海外基地方式」という。）。そして、本件部長通達においては、各地方運輸局長等に対し、その取扱いに当たっては厳正な審査を行い、遺漏なきを期されたいとされていた。（乙全1）

そして、本件部長通達の取扱いに関して、平成2年3月30日付け運輸省海上技術安全局船員部労政課長・労働基準課長通達（以下「本件課長通達」という。）により、漁業者が対象漁船に外国人漁船員を乗り組ませようとするときは、地方運輸局労政課において、事前に当該漁業者から「海外基地を中心に操業する日本漁船に乗り組む外国人漁船員の配乗等に関する調書」（以下「配乗調書」という。）の提出を受けて審査することとされていた。（乙全2、3）

ウ 原告らは、L漁業協同組合連合会（以下「L漁業協同組合」という。）を介して、M協議会（以下「M協議会」という。）に対し、本件各船舶への外国人漁船員（本件外国人漁船員らを含む。）の乗下船等に関する業務を行うための海外事務所の登録を行った。（争いがない）

その上で、原告らは、本件対象期間を通じ、本件部長通達及び本件課長通達の取扱いに従い、本件外国人漁船員らを本件各船舶に乗船させるに際し、それぞれその配乗調書を関東運輸局に提出した。その配乗調書には、①原告ら漁業者の名称、所在地、海外事務所の名称、所在地、②外国人漁船員を配乗する漁船である本件各船舶の船名、漁船登録番号等、③本件

各船舶に乗船する外国人漁船員である本件外国人漁船員らの氏名、生年月日、船員手帳番号、国籍等、④本件外国人漁船員らに係る労働協約の有無等が記載されていた。(争いが無い)

エ 船員は、船員手帳を受有しなければならず(船員法50条1項)、船員手帳の交付申請に当たっては、船舶所有者の発行する船員としての雇用関係(雇用の予約を含む。)を証する書面を添付しなければならない(船員法施行規則29条1項1号)とされているところ、本件外国人漁船員らが船員手帳の交付を申請する際には、原告らが本件外国人漁船員らについて発行する「雇用(予約)証明」又は「雇用契約(予約)証明書」と題する証明書(以下これらを併せて「本件雇用証明書」という。)が関東運輸局に提出されている。(争いが無い)

本件雇用証明書は、本件外国人漁船員らの氏名、生年月日、国籍、雇用契約期間、職種、乗組み船舶が記載されており、いずれも原告らが本件外国人漁船員らを本件各船舶の船員として雇用契約(又はその予約)を締結していることを証明する内容となっている。(乙A1の1から4まで、2の1から3まで、3の1及び2、4の1から3まで、乙B1、2の1から3まで、3、乙C1の1から4まで、乙D1の1及び2、2、3、乙E1の1から4まで、2の1及び2、3の1から3まで、乙F1の1及び2、2の1及び2、3、乙G1の1から4まで)

オ 原告らは、本件対象期間を通じ、N組合(以下「N組合」という。)三崎支部との間で、本件各船舶に乗り組む外国人漁船員の雇用と労働条件について、M協議会の労働協約書のひな型(非居住船員用、乙全4)に基づいて、労働協約を締結していた。(争いが無い)

カ 以上のとおり、本件対象期間当時、船員職業安定法により船員労務供給事業は禁止され、供給元事業者が雇用した船員を供給先の船舶に乗船させ、供給先の指揮命令の下で働かせることはできないこととされ、違反者には、懲役刑も含む罰則が定められていた。そして、本件対象期間当時、我が国の漁業者が、我が国の船員労働行政上の枠組みに基づいて海外基地方式により外国人漁船員を漁船に乗り組ませるためには、当該漁船員を直接雇用することが要求されていたところ、原告らは、この枠組みに従って、海外事務所の登録を行い、本件外国人漁船員らを本件各船舶に乗船させるに際し、それぞれその配乗調書を関東運輸局に提出し、さらに、原告らが本件外国人漁船員らを直接雇用していること等を証明する内容の本件雇用証明書を発行しており、本件外国人漁船員らは、関東運輸局に対し本件雇用証明書を添付して船員手帳の交付申請をし、船員手帳の交付を受けていた。そして、原告らは、N組合三崎支部との間で、自らが使用者として、外国人漁船員の雇用や労働条件に関する労働協約書(非居住船員用)のひな型に基づく労働協約を締結していた。

このように、原告らは、本件対象期間当時の船員労働行政上の枠組みに従って、本件外国人漁船員らを自ら直接雇用して本件各船舶に乗船させていることを示す種々の行動をしていたことが認められる。

(2) 本件外国人漁船員らの採用

ア 国内手配会社がHの場合における本件外国人漁船員らの具体的な採用手順は、次のとおりである。(甲全24、26)

- ① 原告らが、Hに外国人漁船員の配乗等を電話又は依頼書等により依頼する。
- ② Hが、原告らの依頼に基づき英文の連絡文書を作成し、外国マンニング会社に対し、ファクシミリにより送信する。
- ③ 外国マンニング会社が、Hに対し、外国人漁船員の候補者リストをファクシミリにより

送信する。

- ④ Hが、原告らに対し、上記候補者リストをファクシミリにより送信する。
- ⑤ 原告らが、上記候補者リストの中から乗船させる漁船員を決定し、Hに対し、その結果と併せて乗船日及び乗船地を連絡する。
- ⑥ Hが、原告らの決定等の内容に基づき英文の連絡文書を作成し、外国マンニング会社に対し、ファクシミリにより送信する。
- ⑦ 外国マンニング会社が、外国人漁船員を前記乗船日までに乗船地へ派遣する。

イ 国内手配会社がIの場合における本件外国人漁船員らの具体的な採用手順は、次のとおりである。(甲全3、6、証人乙(以下「証人乙」という。)、証人丙(以下「証人丙」という。)、原告ら代表者)

- ① 原告らが、Iに対し、乗船する船名、乗船日、乗船する港、船員の人数、職種等を電話で連絡して配乗手配を依頼する。
- ② Iが、外国マンニング会社に対し、船主の名前、船名、必要な船員の人数と職種、航海する期間等について連絡する。Iの担当者は、原告らの担当者や漁労長と打ち合わせをして原告らの要望を綿密に確認する。
- ③ 外国マンニング会社が、ストックリストに登録されている船員の中から候補者を選び、Iの担当者と一緒に面接をして、候補者を絞り込み、原告らの要望に合わせた人数分の船員名簿を作成し、それをIに送付する。
- ④ Iが、原告らに対し、上記船員名簿を送付する。
- ⑤ 外国マンニング会社が船員名簿に載せた船員について、原告ら又は原告らの意向を受けたIが、経験不足等の理由で名簿から削除することがある。また、船員の人選について外国マンニング会社とIとで意見が食い違うときは、原告らを交えた三者間協議を行って解決する。

ウ 国内手配会社がK(J)の場合における本件外国人漁船員らの具体的な採用手順は不明であるが、原告らとJとの間で締結された配乗管理委託契約書(甲全20、22。以下「本件配乗管理委託契約書」という。)によれば、Jが船員の氏名、国籍、年齢、乗船経歴等の明細を「配乗船員承認申請書」に記載して原告らに提出し、原告らが「配乗船員承認書」に捺印してその配乗手配を承認すると定められている。(甲全20、22)

エ 本件外国人漁船員らは、外国マンニング会社に常時雇用されている者の中から選ばれるのではなく、特定の船主の所有する特定の船舶に乗り組んで稼働することについて、1航海ごとの乗船から下船までの期間を対象に雇用契約を締結するものであるところ(甲15、証人丙、原告ら代表者)、原告らが行う遠洋まぐろ漁業は、遠洋の船上という閉鎖的空間において、長期間にわたり漁労作業を行うという特殊性があり、どのような船員を乗船させるかは、漁業の効率に大きな影響があり、そのみならず乗組員の生命身体の安全への配慮という観点からも、原告らにとって非常に重要な事柄であるため(争いがない)、前記アからウまでのとおり、本件外国人漁船員らの採用に当たっては、原告らの意向が尊重されており、まずは外国マンニング会社が外国人漁船員らを選抜して船員名簿を作成しているものの、原告らが希望しない外国人漁船員については、最終的にはその船員名簿から外され、本件各船舶には乗船できないことになっている。このことからすれば、原告らは、本件外国人漁船員らの採用の最終決定権を有していたものと認められる。

(3) 本件外国人漁船員らの賃金の額の決定及び保険料の負担

外国人漁船員の賃金のうち、基本給の額については職種と経験年数によって基準となる相場があり、通常はこれによって決まっているものの、これを超える額にするときには原告らの従業員である漁労長の同意が必要とされていた。また、賃金のうち賞与の額については、一定の枠はあるものの、漁労長がその航海の終了時に判断して決定することになっている。以上からすると、原告らは、本件漁船員らの賃金の最終決定権を有していたものと認められる。

また、原告らは、本件外国人漁船員らの海外旅行傷害保険等の保険料を負担していることが認められる。(甲全20、22、証人乙、証人丙)

(4) 原告らから本件各手配会社への本件金員の支払及び本件外国人漁船員らに対する支払関係
ア 国内手配会社がIの場合

(ア) Iが原告Cにあてた平成14年6月25日付け「O丸インドネシア船員賃金表」と題する書面(乙E4)には、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)の国籍を有する漁船員(以下「インドネシア人船員」という。)それぞれの月額基本給及び月額ボーナス(推定)とその合計並びに月額管理費、派遣経費、寒冷地手当等の各種手当の額が諸経費として記載された上、「毎月の送金は、基本給合計、管理費合計、ボーナス引当金として一人US\$100の合計をお送り頂く様お願い致します。」との記載があり、Iが原告Cに対し、O丸の乗組員のインドネシア人船員の管理費と区別して、毎月、基本給やボーナス引当金という賃金の送金を依頼する内容となっている。(乙E4)

(イ) Iから原告らに対する請求書については、例えば、平成14年7月22日付けの請求書(乙E5の3)には、請求金額に続いて、「但し、O丸インドネシア船員7月分」として、「基本給」、「ボーナス引当」、「待機手当」及び「管理費」の各項目についてそれぞれその内訳の金額が記載されている。(乙E5の3)

(ウ) 原告らは、Iに対し、毎月10日ころ、請求された金額を送金しており、IからPへは、基本給部分をその前月25日ころに送金し、Pから毎月外国人漁船員らに支払われ、また、賞与引当部分については、Iでプールし、1航海の操業が終わり精算をするときに賞与としてPへ送金し、Pから外国人漁船員らにそのまま賞与として支払われていた。(乙E7、証人乙)

イ 国内手配会社がK(J)の場合

(ア) 本件配乗管理委託契約書には、別途覚書に定める業務委託料を支払う旨の定めがあり(第3条)、その覚書(甲全21、23)には、各船員ごとの「給与・概算賞与」と「諸経費」と「管理手数料」を区別して記載した一覧表が添付されている。また、J名義による請求書(乙C3の1から11まで)においても、「給与・概算賞与」と「管理手数料」と「諸経費」が区別されて請求されている。(甲全20から23まで、乙C3の1から11まで)

(イ) K(J)が原告らから受領した本件外国人漁船員らの「給与」は、精算の準備が整いしだい、外国マンニング会社に対して送金され、「概算賞与」については、漁労長の査定により金額が確定されしだい、外国マンニング会社に対して送金されていた。(甲全32)

ウ 国内手配会社がHの場合

(ア) Hの原告らに対する請求書は、毎月の「請求書(概算)」(乙A6の1から4まで)においては、概算単価及び概算請求額しか記載されていないが、1航海終了時の「請求書(精

算)」(乙A7の1から15まで)においては、各外国人漁船員ごとに、その航海期間全体の給料及びボーナスの額が雇用管理料と区別されて記載されている。(乙A6の1から4まで、乙A7の1から15まで)

(イ) Hは、外国マンニング会社への支払を、シンガポールにあるHの子会社であるQ(以下「Q」という。)を介して行っており、原告らから毎月受領する金員をHから直接外国マンニング会社へ毎月送金することはせず、外国人漁船員らの下船時の精算までの間は、預り金として管理しており、外国マンニング会社が毎月外国人漁船員らに対して支払う資金は、Qが用意している。(甲全26)

エ 前記アからウまでの事実によれば、本件各手配会社は、原告らに対し、請求書等において、本件外国人漁船員らの労務提供に関する金員である本件金員については、本件各手配会社の収入となる管理料などとは区別してその明細を示しており、原告らはその請求に応じて、本件各手配会社に対し毎月本件金員を送金し、本件各手配会社は、本件金員のうち給与相当額については直接又は子会社を介して外国マンニング会社に毎月送金し、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らに対して給与を毎月支払っていたことが認められる。また、原告らが毎月送金した本件金員のうち賞与引当部分については、1航海が終了し本件外国人漁船員らが下船する月まで、本件各手配会社が管理し、航海終了時に原告らの漁労長が決定した賞与額に基づき、原告らと本件各手配会社との間で精算の上、本件各手配会社から外国マンニング会社へ賞与として送金し、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らに対して賞与として支払っていたことが認められる。

以上によれば、本件外国人漁船員らに対する給与及び賞与については、直接的には外国マンニング会社が支払っていたものではあるが、原告らと本件各手配会社との間で給与や賞与として決められた額をそのまま支払っていたにすぎず、原告らが、本件各手配会社及び外国マンニング会社を介して、本件外国人漁船員らに対し本件金員を支払っていたことができる。

(5) インドネシアの労働者派遣制度等

ア インドネシアの法人であるP(P)(以下「P」という。)は、Iによる本件外国人漁船員らの配乗に関与していた外国マンニング会社のうちの1社である。Pは、インドネシアの労働大臣から労働者派遣業務許可を得ており、最新では、平成12年(2000年)5月31日付けで、KEP-204/MEN/1999「インドネシア人労働者の海外への派遣に関して」のインドネシア労働大臣決定(乙全10。以下「海外派遣大臣令」という。)に基づいて、海外へインドネシア人労働者を派遣する業務を行うことができる許可証(SIUP-PJTKI)を取得していた。インドネシアの制度では、この許可証がないと事業としてインドネシア人労働者を海外へ派遣することはできないこととされていた。Pの代表者である証人丙は、平成8年から同13年までR協会の会長をし、インドネシア人船員の海外派遣に関する法令の立案にも関わっており、政府の定めた法令に基づいて最善のビジネスを行いたいと考え、高額の資本金や保証金、設備などを整え、前記許可証(SIUP-PJTKI)を取得して、日本のまぐろ漁船にインドネシア人船員を派遣していたものである。(甲全14、乙全10の1及び2、証人丙)

イ 海外派遣大臣令1条2項は、「インドネシア人労働者(TKI)とは、労働契約に基づき、一定期間海外で働くインドネシア国籍の男女のことをいう。」と、同条3項は、「インドネシ

ア人労働者船員（船員TKI）とは、海事労働契約に基づき、一定期間、国際航行用の外国船舶あるいは国内／国際航行用の外国船舶で働く、船員技能資格を持ったインドネシア人労働者のことをいう。」と、同条4項は、「インドネシア人労働者派遣会社（以下「TKI派遣会社」（PJTKI）という。）とは、国外へTKIの派遣業務を行う株式会社あるいは組合といった形態の団体のことをいう。」と、同条5項は、「TKI派遣業者の許可証（SIUP-PJTKI）とは、TKI派遣会社が国外へTKI派遣業務を行うことができる許可証のことをいう。」と、同条6項は、「TKIサービスの利用者とは、インドネシア人労働者を雇用する、外国の政府機関、法人、個人のことをいう。」と、同条14項は、「労働契約書とは、TKIと利用者との間で取り交わす契約書で、双方の権利と義務が記されている。」と、同令64条は、「船員TKIの派遣は、TKI派遣システムの枠内で実施され、関係する政府機関及び民間団体間で調整される。」とそれぞれ規定している。（乙全10の1及び2）

ウ 前記ア及びイの事実からすれば、Pは、本件対象期間当時、海外派遣大臣令に基づくインドネシア人労働者派遣業の許可証（SIUP-PJTKI）を受けて、TKI派遣会社（PJTKI）として、日本のまぐろ漁船にインドネシア人船員を派遣する事業を営んでいたところ、同大臣令に基づくインドネシア人労働者派遣制度においては、派遣されるインドネシア人労働者を雇用するのは、労働者の派遣を受けるTKIサービス利用者である外国の法人等であり、インドネシアのTKI派遣会社ではないとされていることが認められる。

(6) Pと本件外国人漁船員らが作成した船員雇用契約書の内容

ア Pと本件外国人漁船員らのうちの1人であるSがそれぞれ署名して2003年3月31日付けで作成された船員雇用契約書（甲全15。以下「本件船員雇用契約書」という。）には、「本契約は、船員と、T丸の所有者のエージェントとしての（as the Agent for foreign Ship Owner）Pとの間で締結された」旨が記載され、船員氏名やその生年月日等の記載に続いて、「以下の条件にしたがって、船員がT丸（船籍：日本、運航：C株式会社）に乗船することが合意された」と記載されている。そして、契約条項の中には、要旨次のような条項が含まれている。

（2項）雇用期間は、効力発生日から18箇月間とし、漁労長の判断により延長又は短縮する。

（3項b）賞与の額は、本契約終了後に、漁労長の判断により決定される。

（7項）船員は、漁労長その他の上級船員の指示に従う義務がある。

（10項）船員が正当な理由なく出頭しなかった場合又は酒気を帯びている状態にある場合は、乗船するのに不適切であるとみなされ、エージェント又は漁労長は本契約を終了させて、当該船員の賃金は支払われないものとする事ができる。

契約書の各条項においてPは「the AGENT」と記載され、契約書末尾のPの署名欄の肩書にも「THE AGENT」と記載されている。（甲全15）

イ このように、本件船員雇用契約書は、Pと船員が署名して作成されたものであるが、同契約書において、Pは、T丸の船主のエージェント（Agent）であると明記され、Pが雇用主であるとか船員を雇用するといった記載はされていないこと、また、原告らの従業員である漁労長が、雇用期間の延長又は短縮、賞与の額の決定、更には一定の場合には契約を終了させることまでできることが定められていて、漁労長に大きな権限が与えられていることが認められる。

2 争点1（雇用関係）について

(1)ア 前記1の認定事実（以下「認定事実」という。）によれば、本件対象期間当時、船員職業安定法により船員労務供給事業は禁止され、原告らが主張するような外国マンニング会社が船員を雇用して、原告らの漁船に乗船させて原告らの指揮命令の下で働かせることはできず、違反者には、懲役刑も含む罰則が定められていた。そして、本件対象期間当時、我が国の漁業者が、我が国の船員労働行政上の海外基地方式の枠組みに基づいて外国人漁船員を漁船に乗り組ませるためには、当該漁船員を直接雇用することが要求されていたところ、原告らは、本件対象期間を通じて、本件外国人漁船員らを雇用していることを証する内容の配乗調書や本件雇用証明書を作成して関東運輸局に提出するなど、まさに法令や海外基地方式の枠組みに従って本件外国人漁船員らを乗船させていることを示す種々の行動をしていたものである。そうすると、これらの客観的事実によれば、原告らが本件対象期間を通じて、本件外国人漁船員らを雇用して本件各船舶に乗船させていたことが強く推認されるというべきである。

イ また、認定事実によれば、原告らは、本件各船舶に乗船させる本件外国人漁船員らの採用やその賃金についての最終決定権を有しており、本件外国人漁船員らについての保険料も負担していたことが認められるところ、これらの事実もまた、原告らが雇用主であることを強く推認させる事実であり、他方で、仮に外国マンニング会社が雇用主であるとすると、採用や賃金を決定する最終決定権がなく、その保険料も支払っていないのは不自然であるというべきである。

さらに、認定事実によれば、本件各手配会社は、原告らに対し、本件金員、すなわち本件外国人漁船員らの給与、賞与等の明細を雇用管理料などとは別表示して請求している。仮に、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らの雇用主であるとすれば、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らに対しいくらの給与や手当を支払うかは原告らとは関係のないことであり、殊更その給与や手当などの明細を原告らに対して示す必要はなく、むしろ管理費や手数料なども含めた「派遣料」だけを記載すれば足りるはずである。そうすると、本件各手配会社があえてこのような方式で本件金員の請求をしていることも、原告らが雇用主であることを推認させるものというべきである。

そして、認定事実のとおり、原告らは、毎月、本件各手配会社から請求される本件金員を本件各手配会社に対して送金することにより、本件各手配会社や外国マンニング会社を介して、本件外国人漁船員らに対し、本件各船舶における労務提供の対価としての給与、賞与等の賃金を支払っていたことができる。

前記ア及びこれらのことからすれば、原告らは、本件対象期間当時、本件外国人漁船員らを雇用して、本件各船舶に乗船させていたと認めるのが相当である。

ウ なお、認定事実によれば、Iが利用していた外国マンニング会社のうちの1社であるPは、海外派遣大臣令に基づくTKI派遣業務の許可を受けて、同大臣令に基づいてインドネシア人船員らを本件各船舶へ派遣していたと認めることができるところ、同大臣令に基づくTKI派遣の場合、TKI派遣制度の利用者、すなわち派遣を受ける海外の法人等がインドネシア人労働者の雇用主であるとされていることは、原告らが雇用主であるとの前記の認定を裏付けるものということができる。

(2) 原告らの主張について

ア(ア) 原告らは、海外基地方式の利用を書式上装ったにすぎず、関東運輸局長に提出された本件雇用証明書は、原告らと本件外国人漁船員らとの間の雇用契約の存在を裏付ける証拠ではないと主張する。

しかしながら、海外基地方式は、我が国の船員労働行政において、従来、日本漁船に外国人漁船員を受け入れないよう指導されてきたが、海上漁場を確保するため外国人漁船員の受入れが求められていた状況を踏まえ、一定の制限の下、外国人漁船員を受け入れることとして導入された方式であり、しかも、本件部長通達には、「その取扱いに当たっては厳正な審査を行」う旨記載されているのであるから、形式上、海外基地方式に沿った書類が提出されている以上、実体を伴っているものと推認するのが相当である。また、認定事実のとおり、船員法上は、船舶所有者と船員との間で雇入契約が締結されることが前提とされており、我が国の国民が我が国の法令の枠組みに従って行動することは当然のことであるということができ、しかも、旧船員職安法53条に違反した場合には懲役刑を含む罰則が規定されていたのであるから、業界団体にも所属し、何隻もの船舶で遠洋まぐろ漁業を展開している原告らが、虚偽の雇用証明書を軽々に作成するとは考え難いところである。

なお、原告らは、本件各船舶は、公海か外国の排他的経済水域で操業するものであり、本件外国人漁船員らは、本件各船舶に外国で乗り組み、操業終了後も日本国内に一度も入国することなく外国の港で下船するのであるから、そのような本件について旧船員職安法53条が適用されるかは疑問であると主張する。しかしながら、本件のような場合において、同条の適用が除外されるとする法律上の根拠は見当たらず、海外基地方式の枠組みは、原則として外国人漁船員を受け入れないという国の政策の中で、同法に抵触することなく、一定の条件の下に外国人漁船員を配乗させることができるようにしたものと理解されており（甲全26）、外国人漁船員についても同条の規定の適用があることが前提となっているというべきである。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(イ) また、原告らは、N組合三崎支部との間の労働協約の締結及びM協議会への海外事務所登録についても、いずれも形式的なものにすぎないと主張する。しかし、原告らが自ら外国人漁船員の使用者であるとして労働協約を締結したことは、原告らの外国人漁船員を雇用する意思の表れとみるのが自然である。また、仮に、原告らの海外事務所が形式的なものであったとしても、直ちに原告らと外国人漁船員との間の雇用関係についてまで形式的なものであったということはできず、前記認定を左右するものではない。

そうすると、原告らの上記主張は、いずれも採用することができない。

イ(ア) 原告らは、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らと雇用契約を締結している旨主張し、その一例として本件船員雇用契約書を提出している。そして、証人丙及び証人乙は、いずれも外国マンニング会社が外国人漁船員を雇用していたと証言し、原告ら代表者も同旨の供述をしており、同人らの陳述書やHの取締役の質問調書（甲全26）にも同旨の記載があること、原告らの船舶に乗船している外国人漁船員らが陳述書やアンケートにおいて、外国マンニング会社に雇用されているとの認識を記載していることなどから、外国マンニング会社と本件外国人漁船員らとの間に雇用契約の意思の合致があり、原告らと本件外国人漁船員らとの間にはそのような意思の合致はない旨主張している。

(イ) しかしながら、認定事実のとおり、本件船員雇用契約書には、「本契約は、船員と、

T丸の所有者のエージェントとしての (a s t h e A g e n t f o r e i g n S h i p O w n e r) P との間で締結された」旨の記載があり、契約書の各条項や末尾の署名においてもPが一般に「代理人」を意味することが多い「A g e n t」である旨明記されている。また、同契約書では、冒頭の船員の氏名等に続いて、「以下の条件にしたがって船員がT丸（船籍：日本、運航：C株式会社）に乗船することが合意された」と記載されており、原告らの会社名や船名が記載されている一方で、Pを雇用主と表す記載やPが船員を雇用するという記載はされていない。そして、契約条項には、原告らの従業員である漁労長が、雇用期間の延長や短縮の決定、賞与額の決定、更には一定の場合に同契約を終了させる権限まで有するとの規定もある。このように、本件船員雇用契約書は、Pを雇用主とする雇用契約書であるとは直ちに考え難い内容となっている。

この点につき、原告らは、本件船員雇用契約書における「A g e n t」とは「代理人」ではなく、原告らのために事務を取り扱うものを意味するにすぎないと主張し、証人丙は、特に意味もなくこのような記載をすることが多いなどと証言する。しかし、上記主張及び証言を裏付ける証拠は提出されておらず、むしろ、証人丙の証言によれば、Pは、海外派遣大臣令に基づく派遣業の許可証を受けて、TKI派遣会社としてインドネシア人船員の海外派遣事業を行っていたものであると認められるところ、認定事実のとおり、TKI派遣の枠組みにおいてはインドネシア人船員の雇用主はTKIサービス利用者、すなわち海外の法人である原告らであるとされているのであるから、本件船員雇用契約書においてPがあえて「A g e n t」と表現されていることは、Pが原告らの「代理人」として契約を締結していることを示すものか、雇用主ではなくTKI派遣会社であることを示すものと理解するのが自然である。

なお、原告らは、海外派遣大臣令がP等の外国マンニング会社に適用されるか否かは不明であり、Pによる労働者の海外派遣業務が同大臣令に基づいて行われたかどうか不明であるなどと主張するが、原告申請の証人丙の証言内容に明らかに反しており採用できない。

また、原告らは、Pとは別の外国マンニング会社であるmという会社が作成した契約書（甲全37）には「A g e n t」との記載がないなどとも主張するが、同契約書は、本件対象期間当時に作成されたものではなく、原告らに対し、本件納税告知処分がされ、異議決定や審査請求に係る裁決がされた後の平成18年7月に作成されたものであるから前記の認定を左右するものということとはできない。

- (ウ) そして、前記(イ)の事実に加え、原告らはPの顧客であるという利害関係があることなどを併せ考えると、Pが本件外国人漁船員らを雇用している旨の証人丙の証言は信用することができない。また、外国マンニング会社が本件外国人漁船員らを雇用している旨の証人乙の証言及び陳述並びにHの取締役の質問調書（甲全26）の内容についても、前記の認定事実や、I及びHが原告らとの利害関係を有していることなどからすれば、直ちに信用することはできず、同様に、原告ら代表者の供述についても信用することができない。
- (エ) また、外国人漁船員らの陳述書やアンケートは、本件訴え提起後に本件訴訟の証拠として提出するために原告らの側で作成されたものである上、一部のアンケート（甲全8の1、9の1、10の1、11の1）においては、氏名、乗船期間以外は、同じ回答が活字で記載されていること、他のアンケート（甲全28の1から4まで、29の1及び2、3

0の1から11まで、31の1から13まで)においては、「面接は、いつ、どこで、何回くらいしましたか。」「あなたに毎月の給料を支払うのは誰ですか。」などと、直接的には外国マンニング会社と外国人漁船員との間でやり取りが行われたことが明らかな質問事項を並べた上で、11番目の質問で「誰に雇われていると思っていましたか」という質問をするという形式となっており、雇用主が外国マンニング会社であるという回答を誘導する内容になっていることなどに照らせば、上記アンケートの結果から雇用関係についての合理的な意思を認定することはできないというべきである。

(オ) 以上によれば、原告らの前記(ア)の主張は採用できない。

3 争点(2) (原告らは国内源泉所得の「支払をする者」か) について

(1) 法212条1項の「支払をする者」とは、具体的に支払行為をする者をいうのではなく、支払対象となる国内源泉所得の支払義務を自ら負う者をいうものと解するのが相当である。前記2によれば、原告らは、雇用契約に基づき本件外国人漁船員らに対して本件金員の支払をすべき義務を自ら負っている者であるから、国内源泉所得である本件金員の「支払をする者」に該当する。

また、認定事実によれば、原告らが各手配会社に対し毎月本件金員を送金することによって、本件各手配会社（この項においてはHの子会社であるQを含む。）及び外国マンニング会社を介して、各船員に対し合意された額の給与が毎月確実に支払われ、下船時には賞与等が確実に支払われる仕組みとなっていることが認められる。したがって、原告らは、本件各手配会社及び外国マンニング会社を介して、本件外国人漁船員らに対し、その人的役務の提供の対価である本件金員を支払っているというべきであり、本件各手配会社及び外国マンニング会社は、本件金員の支払事務に関与しているにすぎないものというべきである。

そして、源泉徴収制度は、納税義務者の事後納税によって生じる煩雑な事務を軽減してその便宜を図るとともに、能率的かつ確実に租税を徴収するために採用されている制度であるから、その制度趣旨からすれば、本件金員が徴収義務者である原告らの手を離れる時点において、原告らが源泉徴収をして納付することが、納税義務者である本件外国人漁船員らの便宜を図ると同時に、租税を能率的かつ確実に徴収することができる合理的な方法である。そうすると、本件において法212条1項にいう「支払の際」とは、原告らから本件各手配会社への送金時であると解するのが相当である。

(2) この点、原告らは、①原告らの本件各手配会社への支払が賃金の支払であるとする、船員法53条の賃金直接払の原則に反している、②IからPへの送金は、原告らからIへの送金の前であり、賞与引当金は下船後の清算時までIの口座で保管されていること、原告らのJへの支払と外国マンニング会社の外国人漁船員らに対する支払との連続性がないこと、Hから外国マンニング会社へは直接送金がされておらず、Qが外国マンニング会社へ送金していて、HからQへの送金は本件外国人漁船員らの下船後であることなど、本件各手配会社は、原告らからの送金を、これを受領した月の本件外国人漁船員らの月額給料や賞与と取り扱っていないから、原告らが本件各手配会社に本件金員を支払ったとしても、本件外国人漁船員らに対する「支払をする者」に該当しない旨主張する。

しかしながら、認定事実のとおり、本件各手配会社は、原告らに対し、本件金員、すなわち本件外国人漁船員らの賃金（給与、賞与及び手当）を管理料等とは区別表示して請求しており（なお、Hは、毎月の請求書においては区別していないものの、最終的に精算の際の請求書に

において明確に区別して表示していることからすれば、他社と同様に区別して請求していると解することができる。)、原告らは、本件各手配会社へ送金する金額のうち、賃金に相当する部分、すなわち本件金員については雇用契約に基づく本件外国人漁船員らの賃金の支払として本件各手配会社へ送金し、本件各手配会社においても賃金として受領していたものと認めるのが相当である。そして、原告らが本件各手配会社へその請求に応じて送金することにより、本件各手配会社及び外国マンニング会社を介して本件外国人漁船員らに対し合意された賃金が確実に支払われる仕組みが構築されていることからすれば、仮に、原告らの支払方法が賃金直接払の原則に反し、また、本件各手配会社と外国マンニング会社間の送金について原告らが主張するような事情があったとしても、原告らから本件各手配会社への送金が、原告らによる雇用契約に基づく賃金の支払という性質を失うものではないから、この点の原告らの主張は採用することができない。

4 争点(3) (本件外国人漁船員らは「非居住者」か) について

(1) 法令で人の住所について法律上の効果を規定している場合、異なる解釈をすべき特段の事由がない限り、その住所とは、各人の生活の本拠(民法22条)をいい、ある場所がその者の住所であるか否かは、社会通念に照らし、その場所が客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断されるべきである(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同年10月20日大法廷判決・民集8巻10号1907頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同年8月25日第二小法廷判決・裁判集民事184号1頁参照)。

そして、法2条1項3号の「住所」の意義については、民法22条の「住所」と異なる解釈をすべき特段の事由があるとは認め難いことからすれば、法2条1項3号の「住所」は、社会通念に照らし、その場所が客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否か、すなわちその者がその地に定住する者として、その社会生活上の諸問題を処理する拠点となる地であるか否かによって判断されるべきである。

遠洋漁業船など長期間国外で運航する船舶の乗組員は、通常その船舶内で起居し、その生活の相当部分を公海上で過ごすことが多いと考えられるが、船舶内は、その者にとってあくまで勤務場所にすぎないのであって、その乗組員がその地に定住する者としてその社会生活上の諸問題を処理する拠点としての生活の本拠は、その乗組員が生計を一にする配偶者や親族の居住地、あるいはその乗組員が、船舶で勤務している期間以外に通常滞在して生活する場所であると解するのが相当である。所得税基本通達3-1が、「船舶又は航空機の乗組員の住所が国内にあるかどうかは、その者の配偶者その他生計を一にする親族の居住している地又はその者の勤務外の期間中滞在する地が国内にあるかどうかにより判定するものとする。」と規定しているのは、上記と同趣旨をいうものと解され、その取扱いには合理性があると認められる。

また、法2条1項3号にいう「居所」についても、民法23条の「居所」と別異に解する特段の事由は認め難いところ、同条の「居所」とは、人が多少の期間継続して居住してはいるが、土地との密着度が生活の本拠といえる程度に達していない場所をいうと解するのが相当である。居所についても、住所と同様、一定の土地に居住することが前提とされているのであって、遠洋漁業船のようにそこで長期間起居する場合であっても、船舶はその乗組員にとって勤務場所にすぎず、居所とはなり得ないというべきである。

(2) 本件外国人漁船員らは、いずれも外国籍の者であり、専ら国外で本件各船舶に乗船及び下船し、我が国に上陸することはないのであるから、その乗組員が生計を一にする配偶者や家族

の居住地、あるいはその乗組員が本件各船舶で勤務している期間以外に通常滞在して生活する場所は、国外にあって国内にないことは明らかであり、また、多少の期間であっても国内に継続して居住することはないから、居所も国内にないことが明らかである。そうすると、本件外国人漁船員らの住所は、国内にはないと認められる。

したがって、本件外国人漁船員らは「居住者」ではないから、法2条1項5号の「非居住者」に当たる。

- (3) 原告らは、本件各船舶は日本船籍であり日本国の主権が及ぶから「この法律の施行地」(法2条1項1号)であり「国内」に当たることを前提に、本件外国人漁船員らは、所得税基本通達3-3、令14条1項1号により、国内に住所を有すると推定されるべきであり、また、本件外国人漁船員らは、1年以上も本件各船舶において生活しており、本件各船舶に「生活の本拠」であるところの「住所」があり、少なくとも「居所」があるから、「居住者」である旨主張している。

しかしながら、法2条1項1号にいう「国内」とはこの法律の施行「地」とされていることや、同項2号において「国外」とはこの法律の施行地外の「地域」をいうとされていることからしても、「施行地」とは、地理的に一定の広がりのある地域(又は水域)を意味する概念と解するのが相当であり、動産であり移動する船舶それ自体は「国内」であるということとはできない。そうすると、船舶それ自体が「国内」に当たることを前提とする原告らの前記主張は、採用することができない。また、「住所」や「居所」も、前記のとおり地理的に土地と結びついた一定の場所に居住することを前提とした概念というべきであり、海上にあって移動する船舶は勤務場所にすぎないというべきであるから、この点からしても、原告らの主張は採用することができない。

5 争点(4)(徴収すべき所得税額等に係る被告主張は適法か)について

(1) 被告主張額について

ア 証拠(乙全6、乙A6の1から4まで、7の1から15まで、8、9の1から17まで、10)によれば、調査報告書(乙A10)の原告CのHに対するU丸に係る平成13年10月から同15年1月までの本件金員の支払額は、請求書等の資料に基づいて計算され、正確に記載されていることが認められる。

イ 証拠(乙C3の1から11まで、4の1及び2、5、6)によれば、調査報告書(乙C6)の原告GのK(J)に対するV丸に係る平成13年2月から同13年12月までの本件金員の支払額は、請求書等の資料に基づいて計算され、正確に記載されていることが認められる。

ウ 証拠(乙全6、乙E4、5の1から15まで、6から8まで)によれば、調査報告書(乙E8)の原告AのIに対するO丸に係る平成14年8月から平成15年9月までの本件金員の支払額は、請求書等の資料に基づいて計算され、正確に記載されていることが認められる。

エ 本件各調査報告書(乙A10、乙B5、乙C6、乙D4、乙E8、乙F5、乙G2)は、いずれも東京国税局職員が、原告らに対する本件各手配会社の請求書、原告らの総勘定元帳等の原資料に基づき作成したものであるところ、その積算方法は合理的であると認められ、また、前記アからウまでのとおり、その一部について本件で証拠として提出されている本件各手配会社の請求書等と対照できる部分について確認すると、いずれも正確に記載されていることが認められることからすれば、その全体についても原資料から正確に作成したものと認めるのが相当である。

オ そして、本件各調査報告書によれば、本件金員の額は、別表A-1、B-1、C-1、D-1、E-1、F-1及びG-1の各支払額欄記載のとおりであると認められる。原告らは、その支払の際、当該国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないところ（法212条1項）、国内源泉所得の支払の際に徴収して納付すべき所得税の額は、その国内源泉所得の金額に100分の20の税率を乗じて計算した額であり（法213条1項1号）、同各別表の各税額欄（別表A-2、B-2、C-2、D-2、E-2、F-2及びG-2の各「徴収すべき所得税額」欄も同じ）記載のとおりとなるから、徴収すべき所得税額に関する被告の主張は適法である。

(2) 原告らの主張について

原告らは、本件各調査報告書に記載された数字の当否について確認することは不可能であり、本件の各処分については6回も変更がされていることからすると誤りが含まれていると考えるのが合理的であって、その正確性について確信を得ることは不可能であるから、本件では課税標準の立証がない旨主張している。

しかしながら、前記(1)のとおり、本件各調査報告書は、原告らが本件各手配会社から受領した請求書や原告らの総勘定元帳に基づいて作成されており、被告が使用した為替換算レートや計算方法についても、本訴訟において被告は明らかにしているのであるから、原告らにおいてその数字の当否について確認することは可能であるというべきである。また、本件の各処分について変更がされた理由としては、本件金員の額の範囲をどう考えるか（例えば、待機料を含めるか否か）、基礎資料として何を用いるか、どの為替換算レートを使用するかなどの点について、処分行政庁の見解、国税不服審判所長の見解及び被告の見解が互いに異なっていたことによるものが主であり、そのことによって、本件各調査報告書の積算の正確性が否定されることにはならない。本件各調査報告書における支払額の積算方法には合理性があり、前記のとおり、正確性も認められるから、本件における課税標準の立証は十分であるというべきであり、原告らの主張は採用することができない。

6 争点(5)（信義則違反）について

(1) 租税法規に適合する課税処分について、信義則の法理の適用により、当該課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、同法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等や公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて同法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、上記特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後に当該表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の当該表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない（以上につき、最高裁昭和●●年（○ ○）第● ●号同62年10月30日第三小法廷判決・判例時報1262号91頁参照）。

(2) 証拠（甲全27、原告ら代表者）によれば、原告らが外国人漁船員を原告らの船舶に乗船させるようになった平成2年度以降、横須賀税務署が原告らに対し何度か税務調査を行ったこ

とがあったものの、平成16年に本件各処分をするまでの14年間、原告らに対し源泉徴収をすべきであるとの指摘をしたことはなく、納税告知処分もしなかったことが認められる。そして、原告らは、このことをとらえて、横須賀税務署から外国人漁船員について所得税の源泉徴収を行う必要はないとの見解が示されていると考えたことに落ち度はない旨主張している。

しかしながら、単にこれまで相当期間の間に何度か税務調査が行われ、その際に横須賀税務署から指摘や処分がされなかったからといって、横須賀税務署が原告らに対し、所得税の源泉徴収の必要がないとの信頼の対象となる公的見解を示したということではできないから、この点の原告らの主張は採用することができない。

- (3) 原告らは、本件各処分が信義則に反することの根拠として、原告らが源泉徴収を行うためには、本件外国人漁船員らの各人ごと、本件各月ごとに所得の額を把握しなければならないところ、本件外国人漁船員らに対する支払は専ら外国マンニング会社が行っており、原告らがそのような所得を把握することは不可能を強いるものであるとも主張している。

この原告らの主張は、要するに、原告らに本件外国人漁船員らの国内源泉所得についての源泉徴収をさせるのは不可能を強いるものだということに尽きるのであって、そもそも信義則に違反するとの根拠になるとはいいい難い。

また、原告らは、本件各手配会社からの請求を受けて、その請求書に各人ごとに区別して表示されている本件外国人漁船員らの基本給、賞与及び各種手当の金額を含めた金員を送金した時点において、それらの金額に所定の税率を乗じて集計することにより、納付すべき源泉所得税額を算出することができるものである。これらの計算に必要な情報には、原告らによって入手することが困難なものは含まれておらず、仮に必要な資料が手元になかったとしても、本件各手配会社に対して必要な資料や情報を求めれば、本件各手配会社はその提供を拒むような事情は認められないから、これらの資料や情報を入手することは十分に可能であったというべきである。

したがって、この点の原告らの主張は、採用することができない。

- 7 争点(6) (国税通則法67条1項ただし書の「正当な理由があると認められる場合」に当たるか。)について

- (1) 国税通則法67条が規定する不納付加算税は、源泉徴収による国税が法定納期限までに完納されなかったという客観的な事実があれば、原則として当該源泉徴収義務者に課されるものであり、これによって、法定納期限までに完納した者との間の不公平の実質的な是正を図るとともに、法定納期限までに完納すべき義務の違反の発生を防止し、源泉徴収制度の適正な運用の実現を図り、もって納税の実を上げようとする行政上の制裁措置である。

不納付加算税のこのような趣旨からすれば、例外的に不納付加算税を課さないこととする同条1項ただし書が規定する「正当な理由があると認められる場合」とは、法定納期限内に完納しなかったことについて源泉徴収義務者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、そのため、このような源泉徴収義務者に不納付加算税を課することが不当又は酷と評されるような場合であって、法定納期限内に完納した者との間の公平を損ねることになってもなおその制裁を免除するのが相当である場合をいうものと解するのが相当である。

- (2) 原告らは、源泉所得税を納付しなかったことについて何の落ち度もないから、納付しない納税者との間の客観的な不公平を実質的に是正し不納付による納税義務違反の発生を防止するという不納付加算税の趣旨に照らし、「正当な理由」があるというべきである旨主張する。

しかし、原告らは、前記のとおり、本件外国人漁船員らの船員手帳の交付を申請するに際し、本件雇用証明書を提出して、原告らが本件外国人漁船員らを本件各船舶の船員として雇用していることを自ら証明し、また、非居住船員の使用者として、労働協約書を作成していることなどからすれば、本件金員の支払に際し、所得税を源泉徴収しなければならないことは十分認識することができたというべきである。また、原告らは、その主張を前提としても、単に過去において課税庁から納税告知処分等を受けたことがなかったというだけで、横須賀税務署から源泉徴収を行う必要はないとの見解が示されているものと考えたというのである。したがって、原告らは、単に法の不知又は誤解により源泉徴収義務を怠ったにすぎないというべきである。

そうすると、原告らの責めに帰することのできない客観的な事情があるということではできず、前記のような不納付加算税の趣旨に照らしても、原告らに不納付加算税を課することが不当又は酷と評されるような場合であるということではできないから、原告らに国税通則法67条1項ただし書の「正当な理由」があるとは認められない。

8 本件各処分の適法性

(1) 本件各納税告知処分の適法性

以上のことからすれば、原告らと本件外国人漁船員らとの間には雇用関係があり、原告らの本件各手配会社に対する本件金員の支払は、本件外国人漁船員らの役務提供の対価の支払と認められ、非居住者に対する国内源泉所得の支払に該当する（法161条8号イ）。

そして、前記5のとおり、その支払額は、別表A-1、B-1、C-1、D-1、E-1、F-1及びG-1の各支払額欄記載のとおりであり、その支払の際に徴収すべき所得税の額は、同各別表の各税額欄（別表A-2、B-2、C-2、D-2、E-2、F-2及びG-2の各徴収すべき所得税額欄も同じ）記載のとおりとなるところ、本件各納税告知処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決（ただし、原告Eについては同年6月12日付け裁決書訂正書により一部訂正した後のもの）で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部減額処分で減額した後のもの）は、いずれもその額と同じかそれを下回るものであるから、適法である。

(2) 本件不納付加算税の賦課決定処分の適法性

適法な不納付加算税の額は、それぞれ、別表A-3、B-3、C-3、D-3、E-3、F-3及びG-3のとおり、本件各納税告知処分の額（国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、同法67条1項の規定を適用し、100分の10の割合を乗じて算定した金額であり、同各別表の「不納付加算税の額」欄記載のとおりである。本件賦課決定処分（ただし、国税不服審判所長が同18年5月29日付け裁決で一部取り消し、かつ、横須賀税務署長が同20年11月26日付けでした源泉所得税の不納付加算税の減額の各変更決定処分で減額した後のもの）は、これと同額であるから、適法である。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 杉原 則彦
裁判官 波多江 真史
裁判官 家原 尚秀

別紙1

本件各船舶及び本件各手配会社

No	原告名	本件各船舶	本件各手配会社		
			H	I	K(J)
1	原告 C	T丸	○	○	×
		U丸	○	○	×
		W丸	○	○	×
		X丸	○	×	○
2	原告 D	Y丸	×	○	×
		Z丸	○	○	×
		a丸	○	×	○
		b丸	×	○	×
3	原告 G	V丸	○	○	○
4	原告 E	d丸	○	○	○
		e丸	○	○	×
		f丸	×	○	×
5	原告 A	O丸	○	○	×
		g丸	×	○	×
		h丸	○	○	×
6	原告 B	i丸	×	○	○
		j丸	○	○	×
7	原告 F	k丸	×	○	×
		i丸	×	○	×

(注)「本件各手配会社」欄の「○」は当該手配会社を利用していることを、「×」は利用していないことを示す。

別表 1 - 1 原告 C に係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注 1）	平成 16 年 12 月 28 日	24,467,331	2,422,000
異議申立て	平成 17 年 2 月 24 日	0	0
異議決定	平成 17 年 5 月 24 日	棄却	
審査請求	平成 17 年 6 月 24 日	0	0
審査裁決（注 2）	平成 18 年 5 月 29 日	16,711,246	1,647,000
本件各一部取消処分（注 3）	平成 20 年 11 月 26 日	14,900,467	1,462,000

（注 1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表 1 - 2 のとおりである。

（注 2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表 1 - 3 のとおりである。

（注 3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表 A - 2 及び A - 3 のとおりである。

別表1-2 原告Cに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	1,038,591	103,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	272,629	27,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	662,381	66,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	1,202,582	120,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	209,132	20,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	1,323,407	132,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	320,824	32,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	322,490	32,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	916,448	91,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	517,786	51,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	443,445	44,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	400,299	40,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	399,782	39,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	399,124	39,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	395,035	39,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	380,250	38,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	278,501	27,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	116,033	11,000
平成13年7月分		平成13年11月12日	648,123	64,000
平成13年8月分		平成13年12月10日	2,077,660	207,000
平成13年9月分		平成14年1月10日	507,642	50,000
平成13年10月分		平成14年2月12日	504,226	50,000
平成13年11月分		平成14年3月11日	502,579	50,000
平成13年12月分		平成14年4月10日	504,592	50,000
平成14年1月分		平成14年5月10日	512,280	51,000
平成14年2月分		平成14年6月10日	512,522	51,000
平成14年3月分		平成14年7月10日	515,938	51,000
平成14年4月分		平成14年8月12日	515,267	51,000
平成14年5月分		平成14年9月10日	307,764	30,000
平成14年6月分		平成14年10月10日	318,715	31,000
平成14年7月分		平成14年11月11日	385,710	38,000
平成14年8月分		平成14年12月10日	126,899	12,000
平成14年9月分		平成15年1月10日	1,302,046	130,000
平成14年10月分		平成15年2月10日	39,974	—
平成14年11月分		平成15年6月10日	1,872,290	187,000
平成14年12月分		平成15年7月10日	532,962	53,000
平成15年1月分		平成15年8月11日	532,144	53,000
平成15年2月分		平成15年9月10日	536,292	53,000
平成15年3月分		平成15年10月10日	533,068	53,000
平成15年4月分		平成15年11月10日	527,056	52,000
平成15年5月分		平成15年12月10日	535,598	53,000
平成15年6月分		平成16年1月13日	517,245	51,000
合計			24,467,331	2,422,000

別表 1 - 3 原告Cに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	418,003	41,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	261,000	26,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	378,508	37,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	347,626	34,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	198,000	19,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	198,668	19,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	306,000	30,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	306,000	30,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	414,000	41,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	429,072	42,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	423,000	42,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	394,800	39,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	394,800	39,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	394,800	39,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	394,800	39,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	378,000	37,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	278,501	27,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	116,033	11,000
平成13年7月分		平成13年11月12日	243,600	24,000
平成13年8月分		平成13年12月10日	512,400	51,000
平成13年9月分		平成14年1月10日	507,642	50,000
平成13年10月分		平成14年2月12日	504,226	50,000
平成13年11月分		平成14年3月11日	502,579	50,000
平成13年12月分		平成14年4月10日	504,592	50,000
平成14年1月分		平成14年5月10日	472,153	47,000
平成14年2月分		平成14年6月10日	512,400	51,000
平成14年3月分		平成14年7月10日	512,400	51,000
平成14年4月分		平成14年8月12日	512,400	51,000
平成14年5月分		平成14年9月10日	307,764	30,000
平成14年6月分		平成14年10月10日	318,715	31,000
平成14年7月分		平成14年11月11日	385,710	38,000
平成14年8月分		平成14年12月10日	126,899	12,000
平成14年9月分		平成15年1月10日	521,246	52,000
平成14年10月分		平成15年2月10日	39,974	—
平成14年11月分		平成15年6月10日	529,998	52,000
平成14年12月分		平成15年7月10日	530,442	53,000
平成15年1月分		平成15年8月11日	530,224	53,000
平成15年2月分		平成15年9月10日	530,472	53,000
平成15年3月分		平成15年10月10日	521,740	52,000
平成15年4月分		平成15年11月10日	511,686	51,000
平成15年5月分		平成15年12月10日	523,128	52,000
平成15年6月分		平成16年1月13日	517,245	51,000
合計			16,711,246	1,647,000

別表 2-1 原告Dに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注1）	平成16年12月28日	26,742,746	2,643,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定	平成17年5月24日	棄却	
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注2）	平成18年5月29日	20,366,416	2,006,000
本件各一部取消処分（注3）	平成20年11月26日	19,685,827	1,939,000

（注1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表2-2のとおりである。

（注2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表2-3のとおりである。

（注3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表B-2及びB-3のとおりである。

別表2-2 原告Dに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	273,600	27,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	167,151	16,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	1,047,543	104,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	1,270,004	127,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	327,977	32,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	1,747,404	174,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	357,751	35,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	372,195	37,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	362,895	36,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	366,801	36,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	364,248	36,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	787,451	78,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	171,799	17,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	764,103	76,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	372,616	37,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	733,633	73,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	588,587	58,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	515,757	51,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	563,220	56,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	1,429,433	142,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	387,774	38,000
平成13年10月分		平成13年11月12日	1,526,601	152,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	487,343	48,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	514,659	51,000
平成14年1月分		平成14年2月12日	534,198	53,000
平成14年2月分		平成14年3月11日	378,235	37,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	507,854	50,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	274,627	27,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	798,356	79,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	389,329	38,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	376,576	37,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	344,562	34,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	1,047,060	104,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	265,681	26,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	242,860	24,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	499,173	49,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	368,099	36,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	1,489,824	148,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	143,891	14,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	521,961	52,000
平成15年5月分		平成15年6月10日	374,392	37,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	377,206	37,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	367,946	36,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	32,524	—
平成15年9月分		平成15年10月10日	248,523	24,000
平成15年10月分		平成15年11月10日	868,921	86,000
平成15年11月分		平成15年12月10日	421,571	42,000
平成15年12月分		平成16年1月13日	368,832	36,000
合計			26,742,746	2,643,000

別表2-3 原告Dに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

区分 月分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分	平成12年2月10日	269,382	26,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	167,151	16,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	1,047,543	104,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	837,787	83,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	327,977	32,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	1,249,424	124,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	297,811	29,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	367,941	36,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	358,781	35,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	362,794	36,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	360,457	36,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	462,006	46,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	171,799	17,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	510,685	51,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	372,544	37,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	477,473	47,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	526,005	52,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	514,170	51,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	563,220	56,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	588,176	58,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	387,774	38,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	537,345	53,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	484,991	48,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	514,659	51,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	534,198	53,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	378,235	37,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	501,703	50,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	274,617	27,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	396,313	39,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	388,450	38,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	375,862	37,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	344,562	34,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	477,050	47,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	265,681	26,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	242,860	24,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	499,163	49,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	368,099	36,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	386,029	38,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	143,886	14,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	520,347	52,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	374,004	37,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	376,609	37,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	367,946	36,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	32,524	—
平成15年9月分	平成15年10月10日	248,512	24,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	373,073	37,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	369,966	36,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	368,832	36,000
合計		20,366,416	2,006,000

別表 3-1 原告Gに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注1）	平成16年12月28日	5,652,739	542,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定	平成17年5月24日	棄却	
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注2）	平成18年5月29日	5,414,083	513,000
本件各一部取消処分（注3）	平成20年11月26日	5,317,283	502,000

（注1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表3-2のとおりである。

（注2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表3-3のとおりである。

（注3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表C-2及びC-3のとおりである。

別表3-2 原告Gに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	110,965	11,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	138,400	13,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	117,338	11,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	116,884	11,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	117,407	11,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	115,508	11,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	116,575	11,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	119,146	11,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	116,556	11,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	117,496	11,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	115,486	11,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	152,507	15,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	131,211	13,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	128,350	12,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	129,869	12,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	129,246	12,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	129,429	12,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	130,912	13,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	128,607	12,000
平成13年10月分		平成13年11月12日	126,758	12,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	127,711	12,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	92,285	9,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	153,360	15,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	212,930	21,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	139,298	13,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	137,876	13,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	132,888	13,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	142,144	14,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	132,214	13,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	134,126	13,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	102,791	10,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	134,110	13,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	132,310	13,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	133,135	13,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	113,722	11,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	6,335	—
平成15年5月分		平成15年6月10日	165,813	16,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	127,417	12,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	171,768	17,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	138,892	13,000
平成15年9月分		平成15年10月10日	142,308	14,000
平成15年10月分		平成15年11月10日	129,732	12,000
平成15年11月分		平成15年12月10日	130,713	13,000
平成15年12月分		平成16年1月13日	130,211	13,000
合計			5,652,739	542,000

別表3-3 原告Gに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

区分 月分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分	平成12年2月10日	110,965	11,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	138,400	13,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	117,338	11,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	116,884	11,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	117,407	11,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	115,506	11,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	116,575	11,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	119,146	11,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	116,556	11,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	117,494	11,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	115,486	11,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	152,502	15,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	131,211	13,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	128,350	12,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	129,869	12,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	129,243	12,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	129,426	12,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	130,912	13,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	128,607	12,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	126,758	12,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	127,708	12,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	92,285	9,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	153,358	15,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	135,473	13,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	139,293	13,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	137,759	13,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	132,792	13,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	142,144	14,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	132,200	13,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	134,126	13,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	102,791	10,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	134,110	13,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	132,255	13,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	133,025	13,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	113,721	11,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	6,335	—
平成15年5月分	平成15年6月10日	44,896	—
平成15年6月分	平成15年7月10日	127,414	12,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	132,935	13,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	138,794	13,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	142,114	14,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	129,464	12,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	130,496	13,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	129,960	12,000
合計		5,414,083	513,000

別表４－１ 原告Eに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注１）	平成16年12月28日	20,854,492	2,065,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定（注２）	平成17年5月24日	20,854,466	2,065,000
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注３）	平成18年5月29日	15,289,270	1,507,000
本件各一部取消処分（注４）	平成20年11月26日	15,024,828	1,477,000

（注１）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表４－２のとおりである。

（注２）各納税告知処分のうち、平成12年8月分について、納付すべき税額を「31万5575円」として、一部取り消したものである。

（注３）裁決（ただし、平成18年6月12日付け裁決書訂正書により一部訂正された後のもの）による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表４－３のとおりである。

（注４）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表D－２及びD－３のとおりである。

別表4-2 原告Eに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	336,868	33,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	329,782	32,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	322,045	32,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	320,689	32,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	326,503	32,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	332,061	33,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	310,012	31,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	315,601	31,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	311,808	31,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	956,840	95,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	209,517	20,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	205,617	20,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	943,047	94,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	320,219	32,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	1,247,553	124,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	257,172	25,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	262,124	26,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	391,568	39,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	356,963	35,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	355,831	35,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	342,072	34,000
平成13年10月分		平成13年11月12日	966,195	96,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	227,285	22,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	364,604	36,000
平成14年1月分		平成14年2月12日	262,078	26,000
平成14年2月分		平成14年3月11日	491,827	49,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	327,206	32,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	503,056	50,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	380,865	38,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	1,021,202	102,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	248,038	24,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	392,823	39,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	354,562	35,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	329,025	32,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	1,110,455	111,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	260,482	26,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	271,421	27,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	429,088	42,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	349,866	34,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	404,603	40,000
平成15年5月分		平成15年6月10日	311,623	31,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	202,447	20,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	236,317	23,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	422,333	42,000
平成15年9月分		平成15年10月10日	1,165,777	116,000
平成15年10月分		平成15年11月10日	330,320	33,000
平成15年11月分		平成15年12月10日	371,131	37,000
平成15年12月分		平成16年1月13日	365,971	36,000
合計			20,854,492	2,065,000

別表4-3 原告Eに係る裁決による取消（訂正裁決）後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分
 (単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	336,852	33,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	329,775	32,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	322,033	32,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	320,674	32,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	326,503	32,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	332,048	33,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	310,012	31,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	315,555	31,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	311,808	31,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	453,089	45,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	209,504	20,000
平成13年1月分		平成13年1月10日	205,617	20,000
平成13年2月分		平成13年2月13日	297,701	29,000
平成13年3月分		平成13年3月12日	320,219	32,000
平成13年4月分		平成13年4月10日	236,584	23,000
平成13年5月分		平成13年5月10日	257,166	25,000
平成13年6月分		平成13年6月11日	262,115	26,000
平成13年7月分		平成13年7月10日	378,465	37,000
平成13年8月分		平成13年8月10日	356,823	35,000
平成13年9月分		平成13年9月10日	355,423	35,000
平成13年10月分		平成13年10月10日	342,072	34,000
平成13年11月分		平成13年11月12日	339,008	33,000
平成13年12月分		平成13年12月10日	227,280	22,000
平成14年1月分		平成14年1月10日	364,597	36,000
平成14年2月分		平成14年2月12日	262,078	26,000
平成14年3月分		平成14年3月11日	266,290	26,000
平成14年4月分		平成14年4月10日	327,200	32,000
平成14年5月分		平成14年5月10日	386,575	38,000
平成14年6月分		平成14年6月10日	380,865	38,000
平成14年7月分		平成14年7月10日	261,607	26,000
平成14年8月分		平成14年8月12日	247,556	24,000
平成14年9月分		平成14年9月10日	392,247	39,000
平成14年10月分		平成14年10月10日	354,220	35,000
平成14年11月分		平成14年11月11日	329,025	32,000
平成14年12月分		平成14年12月10日	340,172	34,000
平成15年1月分		平成15年1月10日	260,475	26,000
平成15年2月分		平成15年2月10日	271,331	27,000
平成15年3月分		平成15年3月10日	428,904	42,000
平成15年4月分		平成15年4月10日	349,849	34,000
平成15年5月分		平成15年5月12日	404,244	40,000
平成15年6月分		平成15年6月10日	311,623	31,000
平成15年7月分		平成15年7月10日	202,447	20,000
平成15年8月分		平成15年8月11日	236,304	23,000
平成15年9月分		平成15年9月10日	422,333	42,000
平成15年10月分		平成15年10月10日	276,347	27,000
平成15年11月分		平成15年11月10日	330,040	33,000
平成15年12月分		平成15年12月10日	370,905	37,000
平成16年1月分		平成16年1月13日	365,710	36,000
合計			15,289,270	1,507,000

別表5-1 原告Aに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注1）	平成16年12月28日	21,909,872	2,167,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定	平成17年5月24日	棄却	
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注2）	平成18年5月29日	16,064,475	1,580,000
本件各一部取消処分（注3）	平成20年11月26日	15,432,731	1,520,000

（注1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表5-2のとおりである。

（注2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表5-3のとおりである。

（注3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表E-2及びE-3のとおりである。

別表5-2 原告Aに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

区分 月分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分	平成12年2月10日	219,984	21,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	261,019	26,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	159,452	15,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	1,021,081	102,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	840,544	84,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	601,466	60,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	313,823	31,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	338,539	33,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	330,300	33,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	353,324	35,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	345,551	34,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	334,450	33,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	343,914	34,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	1,107,404	110,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	221,384	22,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	297,749	29,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	380,188	38,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	346,562	34,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	354,267	35,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	238,729	23,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	776,876	77,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	123,114	12,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	274,677	27,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	427,392	42,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	424,855	42,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	426,769	42,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	410,969	41,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	417,831	41,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	411,288	41,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	1,391,605	139,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	258,685	25,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	549,275	54,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	375,193	37,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	1,129,841	112,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	244,811	24,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	1,281,348	128,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	244,712	24,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	377,919	37,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	301,703	30,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	415,716	41,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	356,570	35,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	381,751	38,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	358,969	35,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	358,834	35,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	584,465	58,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	217,028	21,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	601,335	60,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	376,611	37,000
合計		21,909,872	2,167,000

別表5-3 原告Aに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	186,214	18,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	257,001	25,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	159,452	15,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	342,862	34,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	650,854	65,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	230,573	23,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	308,144	30,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	332,223	33,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	323,946	32,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	347,048	34,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	339,886	33,000
平成13年1月分		平成13年1月10日	332,919	33,000
平成13年2月分		平成13年2月13日	343,914	34,000
平成13年3月分		平成13年3月12日	335,146	33,000
平成13年4月分		平成13年4月10日	221,313	22,000
平成13年5月分		平成13年5月10日	297,089	29,000
平成13年6月分		平成13年6月11日	378,770	37,000
平成13年7月分		平成13年7月10日	346,159	34,000
平成13年8月分		平成13年8月10日	354,267	35,000
平成13年9月分		平成13年9月10日	238,729	23,000
平成13年10月分		平成13年10月10日	178,205	17,000
平成13年11月分		平成13年11月12日	123,107	12,000
平成13年12月分		平成13年12月10日	274,666	27,000
平成14年1月分		平成14年1月10日	427,392	42,000
平成14年2月分		平成14年2月12日	424,838	42,000
平成14年3月分		平成14年3月11日	426,750	42,000
平成14年4月分		平成14年4月10日	410,958	41,000
平成14年5月分		平成14年5月10日	417,814	41,000
平成14年6月分		平成14年6月10日	411,288	41,000
平成14年7月分		平成14年7月10日	410,805	41,000
平成14年8月分		平成14年8月12日	258,674	25,000
平成14年9月分		平成14年9月10日	388,050	38,000
平成14年10月分		平成14年10月10日	375,193	37,000
平成14年11月分		平成14年11月11日	546,433	54,000
平成14年12月分		平成14年12月10日	244,811	24,000
平成15年1月分		平成15年1月10日	400,594	40,000
平成15年2月分		平成15年2月10日	244,544	24,000
平成15年3月分		平成15年3月10日	377,575	37,000
平成15年4月分		平成15年4月10日	301,703	30,000
平成15年5月分		平成15年5月12日	415,014	41,000
平成15年6月分		平成15年6月10日	356,388	35,000
平成15年7月分		平成15年7月10日	367,924	36,000
平成15年8月分		平成15年8月11日	358,070	35,000
平成15年9月分		平成15年9月10日	358,834	35,000
平成15年10月分		平成15年10月10日	355,491	35,000
平成15年11月分		平成15年11月10日	217,027	21,000
平成15年12月分		平成15年12月10日	289,207	28,000
平成16年1月分		平成16年1月13日	376,611	37,000
合計			16,064,475	1,580,000

別表 6-1 原告Bに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注1）	平成16年12月28日	11,705,074	1,149,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定	平成17年5月24日	棄却	
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注2）	平成18年5月29日	8,271,798	799,000
本件各一部取消処分（注3）	平成20年11月26日	8,191,099	791,000

（注1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表6-2のとおりである。

（注2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表6-3のとおりである。

（注3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表F-2及びF-3のとおりである。

別表6-2 原告Bに係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	422,670	42,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	135,350	13,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	74,903	7,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	192,739	19,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	136,016	13,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	136,124	13,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	134,362	13,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	134,933	13,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	74,657	7,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	186,956	18,000
平成12年11月分		平成13年1月10日	298,425	29,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	159,180	15,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	130,460	13,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	264,387	26,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	252,069	25,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	238,655	23,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	283,485	28,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	188,071	18,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	247,114	24,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	200,482	20,000
平成13年10月分		平成13年11月12日	597,779	59,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	112,241	11,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	116,928	11,000
平成14年1月分		平成14年2月12日	123,516	12,000
平成14年2月分		平成14年3月11日	124,073	12,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	119,480	11,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	121,475	12,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	1,465,450	146,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	139,026	13,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	151,106	15,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	304,826	30,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	253,952	25,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	261,402	26,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	255,956	25,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	217,062	21,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	246,868	24,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	270,010	27,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	206,984	20,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	283,515	28,000
平成15年5月分		平成15年6月10日	251,242	25,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	123,740	12,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	892,336	89,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	137,063	13,000
平成15年9月分		平成15年10月10日	753,176	75,000
平成15年10月分		平成15年12月10日	161,532	16,000
平成15年11月分		平成16年1月13日	123,298	12,000
平成15年12月分				
合計			11,705,074	1,149,000

別表6-3 原告Bに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	93,625	9,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	130,655	13,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	74,896	7,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	182,583	18,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	130,901	13,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	129,353	12,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	129,637	12,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	129,846	12,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	74,657	7,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	186,956	18,000
平成12年11月分		平成13年1月10日	42,000	0
平成13年1月分		平成13年2月13日	156,878	15,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	128,195	12,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	262,863	26,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	250,516	25,000
平成13年5月分		平成13年6月11日	237,143	23,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	283,485	28,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	188,071	18,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	245,126	24,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	200,482	20,000
平成13年10月分		平成13年11月12日	262,587	26,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	112,237	11,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	116,928	11,000
平成14年1月分		平成14年2月12日	123,511	12,000
平成14年2月分		平成14年3月11日	124,070	12,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	119,477	11,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	121,475	12,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	319,772	31,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	137,072	13,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	149,212	14,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	302,709	30,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	252,312	25,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	259,819	25,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	254,291	25,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	217,062	21,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	245,265	24,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	255,078	25,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	206,977	20,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	283,515	28,000
平成15年5月分		平成15年6月10日	249,167	24,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	123,740	12,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	216,213	21,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	137,063	13,000
平成15年9月分		平成15年10月10日	139,556	13,000
平成15年10月分		平成15年12月10日	161,527	16,000
平成15年11月分		平成16年1月13日	123,295	12,000
平成15年12月分				
合計			8,271,798	799,000

別表 7-1 原告Fに係る本件各処分の経緯

(単位：円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税の額
納税告知処分等（注1）	平成16年12月28日	8,172,882	792,000
異議申立て	平成17年2月24日	0	0
異議決定	平成17年5月24日	棄却	
審査請求	平成17年6月24日	0	0
審査裁決（注2）	平成18年5月29日	6,123,884	587,000
本件各一部取消処分（注3）	平成20年11月26日	6,041,757	584,000

（注1）各納税告知及び各賦課決定処分は、別表7-2のとおりである。

（注2）裁決による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表7-3のとおりである。

（注3）本件各一部取消処分による取消後の各納税告知及び各賦課決定処分は、別表G-2及びG-3のとおりである。

別表 7-2 原告 F に係る本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	175,604	17,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	177,609	17,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	177,121	17,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	176,375	17,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	179,178	17,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	178,200	17,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	178,865	17,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	179,362	17,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	176,540	17,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	170,781	17,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	171,633	17,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	683,520	68,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	101,563	10,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	101,606	10,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	1,041,653	104,000
平成13年4月分		平成13年5月11日	17,157	—
平成13年5月分		平成13年6月10日	140,617	14,000
平成13年6月分		平成13年7月10日	111,909	11,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	108,969	10,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	107,543	10,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	107,766	10,000
平成13年10月分		平成14年1月10日	112,266	11,000
平成13年11月分		平成14年2月12日	118,592	11,000
平成13年12月分		平成14年3月11日	119,126	11,000
平成14年1月分		平成14年4月10日	114,689	11,000
平成14年2月分		平成14年5月10日	116,631	11,000
平成14年3月分		平成14年6月10日	114,805	11,000
平成14年4月分		平成14年7月10日	111,464	11,000
平成14年5月分		平成14年8月12日	96,685	9,000
平成14年6月分		平成14年9月10日	98,801	9,000
平成14年7月分		平成14年10月10日	97,937	9,000
平成14年8月分		平成14年11月11日	1,102,608	110,000
平成14年9月分		平成15年2月10日	179,615	17,000
平成14年10月分		平成15年3月10日	126,561	12,000
平成14年11月分		平成15年4月10日	122,837	12,000
平成15年1月分		平成15年5月12日	126,247	12,000
平成15年2月分		平成15年6月10日	122,942	12,000
平成15年3月分		平成15年7月10日	124,201	12,000
平成15年4月分		平成15年8月11日	123,886	12,000
平成15年5月分		平成15年9月10日	125,460	12,000
平成15年6月分		平成15年10月10日	123,205	12,000
平成15年7月分		平成15年11月10日	114,865	11,000
平成15年8月分		平成15年12月10日	109,324	10,000
平成15年9月分		平成16年1月13日	106,564	10,000
平成15年10月分				
平成15年11月分				
平成15年12月分				
平成16年1月分				
合計			8,172,882	792,000

別表 7-3 原告Fに係る裁決による取消後の本件各納税告知処分及び本件各賦課決定処分

(単位：円)

月分	区分	法定納期限年月日	納付すべき税額	不納付加算税の金額
平成12年1月分		平成12年2月10日	175,596	17,000
平成12年2月分		平成12年3月10日	177,605	17,000
平成12年3月分		平成12年4月10日	177,117	17,000
平成12年4月分		平成12年5月10日	176,366	17,000
平成12年5月分		平成12年6月12日	179,178	17,000
平成12年6月分		平成12年7月10日	178,192	17,000
平成12年7月分		平成12年8月10日	178,856	17,000
平成12年8月分		平成12年9月11日	179,351	17,000
平成12年9月分		平成12年10月10日	176,532	17,000
平成12年10月分		平成12年11月10日	170,781	17,000
平成12年11月分		平成12年12月11日	171,633	17,000
平成12年12月分		平成13年1月10日	140,849	14,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	101,559	10,000
平成13年2月分		平成13年3月12日	101,606	10,000
平成13年3月分		平成13年4月10日	283,202	28,000
平成13年4月分		平成13年5月10日	17,157	—
平成13年5月分		平成13年6月11日	17,157	—
平成13年6月分		平成13年7月10日	140,612	14,000
平成13年7月分		平成13年8月10日	111,904	11,000
平成13年8月分		平成13年9月10日	108,963	10,000
平成13年9月分		平成13年10月10日	107,539	10,000
平成13年10月分		平成13年11月10日	107,761	10,000
平成13年11月分		平成13年12月10日	107,761	10,000
平成13年12月分		平成14年1月10日	112,266	11,000
平成14年1月分		平成14年2月12日	118,586	11,000
平成14年2月分		平成14年3月11日	119,122	11,000
平成14年3月分		平成14年4月10日	114,689	11,000
平成14年4月分		平成14年5月10日	116,627	11,000
平成14年5月分		平成14年6月10日	114,799	11,000
平成14年6月分		平成14年7月10日	111,458	11,000
平成14年7月分		平成14年8月12日	96,613	9,000
平成14年8月分		平成14年9月10日	98,795	9,000
平成14年9月分		平成14年10月10日	97,937	9,000
平成14年10月分		平成14年11月11日	354,978	35,000
平成14年11月分		平成14年12月10日	179,605	17,000
平成14年12月分		平成15年1月10日	126,557	12,000
平成15年1月分		平成15年2月10日	122,833	12,000
平成15年2月分		平成15年3月10日	126,240	12,000
平成15年3月分		平成15年4月10日	122,940	12,000
平成15年4月分		平成15年5月12日	122,940	12,000
平成15年5月分		平成15年6月10日	124,199	12,000
平成15年6月分		平成15年7月10日	123,882	12,000
平成15年7月分		平成15年8月11日	125,456	12,000
平成15年8月分		平成15年9月10日	123,199	12,000
平成15年9月分		平成15年10月10日	114,864	11,000
平成15年10月分		平成15年11月10日	109,319	10,000
平成15年11月分		平成15年12月10日	106,561	10,000
平成15年12月分		平成16年1月13日	106,561	10,000
合計			6,123,884	587,000

別表A-1 (原告C) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	T丸		T丸		U丸		U丸		W丸		W丸		X丸		X丸		合計	
	H		I		H		I		H		I		H		K(J)			
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
平成12年1月	348,944	69,785	0	0	430,776	86,151	0	0	431,084	86,213	0	0	661,995	132,396	0	0	1,872,799	374,545
平成12年2月	357,532	71,502	0	0	441,378	88,271	0	0	441,694	88,334	0	0	0	0	0	0	1,240,604	248,107
平成12年3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成12年4月	697,436	139,483	0	0	396,232	79,243	0	0	1,456,736	291,344	0	0	1,036,896	207,375	0	0	3,587,300	717,445
平成12年5月	342,668	68,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	532,201	106,438	0	0	874,869	174,968
平成12年6月	591,080	118,212	0	0	496,831	99,362	0	0	345,230	69,042	0	0	526,851	105,366	0	0	1,959,992	391,982
平成12年7月	0	0	0	0	516,606	103,315	0	0	358,969	71,790	0	0	547,821	109,557	0	0	1,423,396	284,662
平成12年8月	0	0	0	0	506,014	101,201	0	0	351,609	70,319	0	0	536,589	107,316	0	0	1,394,212	278,836
平成12年9月	357,200	71,440	0	0	503,120	100,624	0	0	349,600	69,920	0	0	533,520	106,704	0	0	1,743,440	348,688
平成12年10月	359,902	71,975	0	0	506,924	101,381	0	0	387,871	77,570	0	0	537,556	107,507	0	0	1,792,253	358,433
平成12年11月	366,773	73,348	0	0	516,606	103,315	0	0	377,697	75,536	0	0	547,821	109,557	0	0	1,808,897	361,756
平成12年12月	383,575	76,710	0	0	540,271	108,049	0	0	395,000	78,996	0	0	572,917	114,578	0	0	1,891,763	378,333
平成13年1月	385,752	77,145	0	0	543,334	108,663	0	0	397,240	79,444	0	0	576,166	115,229	0	0	1,902,492	380,481
平成13年2月	387,867	77,570	0	0	546,313	109,260	0	0	399,418	79,880	0	0	579,325	115,862	0	0	1,912,923	382,572
平成13年3月	400,495	80,095	0	0	564,103	112,817	0	0	412,424	82,479	0	0	598,189	119,634	0	0	1,975,211	395,025
平成13年4月	354,002	70,796	0	0	555,333	111,062	0	0	406,011	81,197	0	0	588,888	117,772	0	0	1,904,234	380,827
平成13年5月	415,046	83,005	0	0	543,003	108,598	0	0	396,998	79,396	0	0	386,210	77,235	0	0	1,741,257	348,234
平成13年6月	415,871	83,167	0	0	558,807	111,756	0	0	408,552	81,705	0	0	0	0	0	0	1,383,230	276,628
平成13年10月	0	0	0	0	530,028	105,999	0	0	0	0	0	0	567,061	113,406	0	0	1,097,089	219,405
平成13年11月	606,054	121,205	0	0	535,560	107,108	0	0	522,528	104,501	0	0	572,981	114,591	0	0	2,237,123	447,405
平成13年12月	635,988	127,193	0	0	562,011	112,399	0	0	548,335	109,662	0	0	601,279	120,251	0	0	2,347,613	469,505
平成14年1月	650,137	130,021	0	0	574,514	114,895	0	0	560,534	112,100	0	0	614,656	122,925	0	0	2,399,841	479,941
平成14年2月	656,390	131,272	0	0	580,041	116,003	0	0	565,927	113,180	0	0	620,569	124,109	0	0	2,422,927	464,564
平成14年3月	648,046	129,604	0	0	572,668	114,530	0	0	558,734	111,741	0	0	612,680	122,533	0	0	2,392,128	478,408
平成14年4月	635,710	127,135	0	0	561,767	112,346	0	0	548,097	109,613	0	0	688,458	137,684	0	0	2,434,032	486,778
平成14年5月	619,567	123,909	0	0	547,501	109,496	0	0	534,177	106,830	0	0	619,909	123,976	0	0	2,321,154	464,211
平成14年6月	606,601	121,314	0	0	536,042	107,200	0	0	522,998	104,595	0	0	606,936	121,380	0	0	2,272,577	454,489
平成14年7月	609,504	121,900	0	0	538,608	107,721	0	0	525,504	105,099	0	0	609,840	121,968	0	0	2,283,456	456,688
平成14年8月	604,510	120,897	0	0	534,196	106,836	0	0	521,198	104,232	0	0	1,005,301	201,056	0	0	2,665,205	533,021
平成14年9月	611,310	122,258	0	0	546,219	109,241	0	0	532,928	106,579	0	0	0	0	0	0	1,690,457	338,078
平成14年10月	593,994	118,795	0	0	550,707	110,137	0	0	537,305	107,455	0	0	0	0	0	0	1,682,006	336,387
平成14年11月	521,454	104,285	0	0	549,987	109,994	0	0	536,604	107,315	0	0	559,937	111,983	170,928	34,184	2,338,910	467,761
平成14年12月	660,387	132,071	0	0	548,783	109,752	0	0	535,430	107,079	0	0	558,712	111,739	86,232	17,246	2,389,544	477,887
平成15年1月	652,285	130,451	0	0	542,051	108,404	0	0	528,859	105,765	0	0	551,857	110,364	85,188	17,036	2,360,240	472,020
平成15年5月	645,069	129,010	46,400	9,280	466,440	93,282	0	0	561,152	112,222	0	0	552,022	110,402	84,204	16,840	2,355,287	471,036
平成15年6月	615,544	123,104	46,880	9,376	464,097	92,812	0	0	558,328	111,659	0	0	549,246	109,843	84,852	16,970	2,318,947	463,764
平成15年7月	617,836	123,560	46,760	9,352	465,826	93,161	0	0	560,404	112,073	0	0	551,288	110,253	83,880	16,776	2,325,994	465,175
平成15年8月	603,204	120,634	47,240	9,448	454,794	90,954	0	0	547,132	109,420	0	0	538,232	107,641	84,528	16,904	2,275,130	455,001
平成15年9月	582,807	116,555	46,380	9,276	409,140	81,821	0	0	528,631	105,720	0	0	520,034	103,999	83,724	16,744	2,170,716	434,115
平成15年10月	564,517	112,897	43,320	8,664	396,300	79,253	0	0	471,917	94,378	0	0	503,714	100,735	78,636	15,726	2,058,404	411,653
平成15年11月	572,291	114,451	43,440	8,688	401,761	80,347	0	0	478,417	95,676	55,747	11,149	510,650	102,125	79,368	15,872	2,141,674	428,308
平成15年12月	567,443	113,485	42,500	8,500	398,355	79,666	145,350	29,070	480,097	96,012	40,906	8,181	506,326	101,263	79,176	15,834	2,260,153	452,011

別表A-2 (原告C) 源泉所得税額

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	374,545	374,545
平成12年2月分	平成12年3月10日	248,107	248,107
平成12年3月分	平成12年4月10日	0	0
平成12年4月分	平成12年5月10日	717,445	347,626
平成12年5月分	平成12年6月12日	174,968	174,968
平成12年6月分	平成12年7月10日	391,982	198,668
平成12年7月分	平成12年8月10日	284,662	284,662
平成12年8月分	平成12年9月11日	278,836	278,836
平成12年9月分	平成12年10月10日	348,688	348,688
平成12年10月分	平成12年11月10日	358,433	358,433
平成12年11月分	平成12年12月11日	361,756	361,756
平成12年12月分	平成13年1月10日	378,333	378,333
平成13年1月分	平成13年2月13日	380,481	380,481
平成13年2月分	平成13年3月12日	382,572	382,572
平成13年3月分	平成13年4月10日	395,025	394,800
平成13年4月分	平成13年5月10日	380,827	378,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	348,234	278,501
平成13年6月分	平成13年7月10日	276,628	116,033
平成13年10月分	平成13年11月12日	219,405	219,405
平成13年11月分	平成13年12月10日	447,405	447,405
平成13年12月分	平成14年1月10日	469,505	469,505
平成14年1月分	平成14年2月12日	479,941	479,941
平成14年2月分	平成14年3月11日	484,564	484,564
平成14年3月分	平成14年4月10日	478,408	478,408
平成14年4月分	平成14年5月10日	486,778	472,153
平成14年5月分	平成14年6月10日	464,211	464,211
平成14年6月分	平成14年7月10日	454,489	454,489
平成14年7月分	平成14年8月12日	456,688	456,688
平成14年8月分	平成14年9月10日	533,021	307,764
平成14年9月分	平成14年10月10日	338,078	318,715
平成14年10月分	平成14年11月11日	336,387	336,387
平成14年11月分	平成14年12月10日	467,761	126,899
平成14年12月分	平成15年1月10日	477,887	477,887
平成15年1月分	平成15年2月10日	472,020	39,974
平成15年5月分	平成15年6月10日	471,036	471,036
平成15年6月分	平成15年7月10日	463,764	463,764
平成15年7月分	平成15年8月11日	465,175	465,175
平成15年8月分	平成15年9月10日	455,001	455,001
平成15年9月分	平成15年10月10日	434,115	434,115
平成15年10月分	平成15年11月10日	411,653	411,653
平成15年11月分	平成15年12月10日	428,308	428,308
平成15年12月分	平成16年1月13日	452,011	452,011
合計		16,729,133	14,900,467

別表A-3 (原告C) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件各賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	374,545	37,000	37,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	248,107	24,000	24,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	0	0	0
平成12年4月分	平成12年5月10日	347,626	34,000	34,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	174,968	17,000	17,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	198,668	19,000	19,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	284,662	28,000	28,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	278,836	27,000	27,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	348,688	34,000	34,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	358,433	35,000	35,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	361,756	36,000	36,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	378,333	37,000	37,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	380,481	38,000	38,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	382,572	38,000	38,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	394,800	39,000	39,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	378,000	37,000	37,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	278,501	27,000	27,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	116,033	11,000	11,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	219,405	21,000	21,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	447,405	44,000	44,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	469,505	46,000	46,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	479,941	47,000	47,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	484,564	48,000	48,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	478,408	47,000	47,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	472,153	47,000	47,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	464,211	46,000	46,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	454,489	45,000	45,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	456,688	45,000	45,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	307,764	30,000	30,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	318,715	31,000	31,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	336,387	33,000	33,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	126,899	12,000	12,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	477,887	47,000	47,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	39,974	0	0
平成15年5月分	平成15年6月10日	471,036	47,000	47,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	463,764	46,000	46,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	465,175	46,000	46,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	455,001	45,000	45,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	434,115	43,000	43,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	411,653	41,000	41,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	428,308	42,000	42,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	452,011	45,000	45,000
合計		14,900,467	1,462,000	1,462,000

別表B-1 (原告D) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	Y丸		Z丸		Z丸		a丸		a丸		b丸		合計	
	I		H		I		H		K(J)		I			
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
平成12年1月	419,482	83,889	197,160	39,432	265,046	53,006	0	0	0	0	421,572	84,309	1,303,260	260,636
平成12年2月	434,160	86,832	215,612	43,119	0	0	0	0	0	0	436,320	87,264	1,086,092	217,215
平成12年3月	424,109	84,821	0	0	4,328,513	865,698	0	0	0	0	426,219	85,243	5,178,841	1,035,762
平成12年4月	5,853,901	1,170,775	0	0	0	0	0	0	0	0	424,399	84,873	6,278,300	1,255,648
平成12年5月	0	0	116,994	23,397	251,490	50,292	0	0	0	0	423,130	84,621	791,614	158,310
平成12年6月	0	0	115,995	23,199	389,037	77,803	0	0	0	0	8,390,033	1,678,002	8,895,065	1,779,004
平成12年7月	795,566	159,107	202,088	40,414	390,503	78,096	0	0	0	0	0	0	1,388,157	277,617
平成12年8月	598,356	119,665	196,508	39,298	391,603	78,317	0	0	0	0	606,905	121,376	1,793,372	358,656
平成12年9月	588,836	117,761	197,996	39,598	365,183	73,033	0	0	0	0	597,248	119,445	1,749,263	349,837
平成12年10月	603,396	120,676	200,972	40,191	356,111	71,220	0	0	0	0	612,016	122,400	1,772,495	354,487
平成12年11月	597,236	119,439	205,064	41,012	352,476	70,491	0	0	0	0	605,769	121,150	1,760,545	352,092
平成12年12月	590,977	118,190	210,272	42,051	363,382	72,674	443,641	88,722	0	0	624,512	124,899	2,232,784	446,536
平成13年1月	628,987	125,790	263,352	52,668	0	0	446,158	89,227	0	0	659,161	131,826	1,997,658	399,511
平成13年2月	653,586	130,711	0	0	1,451,042	290,206	448,604	89,716	0	0	661,152	132,224	3,214,384	642,857
平成13年3月	668,745	133,741	0	0	0	0	463,210	92,638	0	0	676,487	135,292	1,808,442	361,671
平成13年4月	696,260	139,252	231,618	46,320	256,812	51,359	456,008	91,197	0	0	704,320	140,864	2,345,018	468,992
平成13年5月	681,376	136,271	225,381	45,075	443,532	88,701	495,101	99,014	0	0	689,264	137,847	2,534,654	506,908
平成13年6月	674,923	134,978	185,400	37,078	439,331	87,863	509,509	101,897	0	0	682,736	136,543	2,491,899	498,359
平成13年7月	698,506	139,695	230,826	46,163	454,682	90,933	516,831	103,365	0	0	706,592	141,312	2,607,437	521,468
平成13年8月	2,706,306	541,255	219,944	43,988	442,986	88,594	509,962	101,987	0	0	688,416	137,679	4,567,614	913,503
平成13年9月	0	0	220,224	44,042	435,676	87,132	504,457	100,886	0	0	677,056	135,407	1,837,413	367,467
平成13年10月	516,320	103,256	254,171	50,832	436,771	87,353	498,946	99,785	0	0	3,091,511	618,297	4,797,719	959,523
平成13年11月	620,899	124,176	228,780	45,756	437,684	87,535	504,155	100,825	0	0	504,387	100,870	2,295,905	459,162
平成13年12月	647,088	129,414	242,358	48,469	456,144	91,224	529,055	105,805	0	0	657,072	131,407	2,531,717	506,319
平成14年1月	683,900	136,777	245,334	49,064	482,093	96,415	540,825	108,159	0	0	696,386	139,268	2,648,538	529,683
平成14年2月	687,011	137,401	0	0	484,286	96,856	0	0	0	0	702,912	140,582	1,874,209	374,839
平成14年3月	661,342	132,262	311,822	62,362	1,462,406	292,478	1,126,443	225,281	0	0	676,648	135,326	4,238,661	847,709
平成14年4月	672,493	134,495	0	0	0	0	0	0	0	0	688,058	137,606	1,360,551	272,101
平成14年5月	661,860	132,368	0	0	0	0	575,847	115,161	0	0	677,178	135,431	1,914,885	382,960
平成14年6月	640,866	128,170	0	0	0	0	563,798	112,752	0	0	655,698	131,135	1,860,362	372,057
平成14年7月	611,310	122,259	0	0	0	0	566,496	113,299	0	0	625,459	125,084	1,803,265	360,642
平成14年8月	616,232	123,241	0	0	0	0	581,743	116,343	0	0	630,494	126,092	1,828,469	365,676
平成14年9月	2,219,951	443,984	0	0	0	0	547,239	109,443	0	0	624,929	124,979	3,392,119	678,406
平成14年10月	0	0	0	0	0	0	551,735	110,340	86,292	17,258	648,801	129,753	1,286,828	257,351
平成14年11月	0	0	0	0	0	0	551,014	110,195	42,732	8,546	592,906	118,576	1,186,652	237,317
平成14年12月	1,161,797	232,355	0	0	0	0	549,808	109,956	43,116	8,623	611,388	122,271	2,366,109	473,205
平成15年1月	603,330	120,664	0	0	0	0	543,063	108,608	42,594	8,518	592,652	118,526	1,781,639	356,316
平成15年2月	607,398	121,475	0	0	0	0	537,688	107,534	42,876	8,575	3,556,474	711,287	4,744,436	948,871
平成15年3月	589,349	117,864	0	0	0	0	0	0	42,036	8,407	0	0	631,385	126,271
平成15年4月	605,872	121,171	0	0	0	0	1,068,060	213,604	42,312	8,462	763,823	152,761	2,480,067	495,998
平成15年5月	589,860	117,972	0	0	0	0	543,224	108,640	42,102	8,420	637,420	127,484	1,812,606	362,516
平成15年6月	595,962	119,186	0	0	0	0	540,493	108,091	42,426	8,485	644,014	128,798	1,822,895	364,560
平成15年7月	594,434	118,881	0	0	0	0	542,506	108,497	122,557	24,511	642,364	128,468	1,901,861	380,357
平成15年8月	600,536	120,102	0	0	0	0	943,524	188,699	0	0	648,958	129,785	2,193,018	438,586
平成15年9月	589,600	117,917	0	0	0	0	0	0	0	0	637,141	127,424	1,226,741	245,341
平成15年10月	550,703	110,137	0	0	0	0	409,266	81,849	140,889	28,177	595,107	119,015	1,695,965	339,178
平成15年11月	552,231	110,441	0	0	0	0	420,849	84,167	142,201	28,440	596,757	119,345	1,712,038	342,393
平成15年12月	540,276	108,051	0	0	0	0	417,282	83,453	141,857	28,371	583,839	116,764	1,683,254	336,639

別表B-2 (原告D) 源泉所得税額

(単位: 円)

月分	区分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分		平成12年2月10日	260,636	260,636
平成12年2月分		平成12年3月10日	217,215	167,151
平成12年3月分		平成12年4月10日	1,035,762	1,035,762
平成12年4月分		平成12年5月10日	1,255,648	837,787
平成12年5月分		平成12年6月12日	158,310	158,310
平成12年6月分		平成12年7月10日	1,779,004	1,249,424
平成12年7月分		平成12年8月10日	277,617	277,617
平成12年8月分		平成12年9月11日	358,656	358,656
平成12年9月分		平成12年10月10日	349,837	349,837
平成12年10月分		平成12年11月10日	354,487	354,487
平成12年11月分		平成12年12月11日	352,092	352,092
平成12年12月分		平成13年1月10日	446,536	446,536
平成13年1月分		平成13年2月13日	399,511	171,799
平成13年2月分		平成13年3月12日	642,857	510,685
平成13年3月分		平成13年4月10日	361,671	361,671
平成13年4月分		平成13年5月10日	468,992	468,992
平成13年5月分		平成13年6月11日	506,908	506,908
平成13年6月分		平成13年7月10日	498,359	498,359
平成13年7月分		平成13年8月10日	521,468	521,468
平成13年8月分		平成13年9月10日	913,503	588,176
平成13年9月分		平成13年10月10日	367,467	367,467
平成13年10月分		平成13年11月12日	959,523	537,345
平成13年11月分		平成13年12月10日	459,162	459,162
平成13年12月分		平成14年1月10日	506,319	506,319
平成14年1月分		平成14年2月12日	529,683	529,683
平成14年2月分		平成14年3月11日	374,839	374,839
平成14年3月分		平成14年4月10日	847,709	501,703
平成14年4月分		平成14年5月10日	272,101	272,101
平成14年5月分		平成14年6月10日	382,960	382,960
平成14年6月分		平成14年7月10日	372,057	372,057
平成14年7月分		平成14年8月12日	360,642	360,642
平成14年8月分		平成14年9月10日	365,676	344,562
平成14年9月分		平成14年10月10日	678,406	477,050
平成14年10月分		平成14年11月11日	257,351	257,351
平成14年11月分		平成14年12月10日	237,317	237,317
平成14年12月分		平成15年1月10日	473,205	473,205
平成15年1月分		平成15年2月10日	356,316	356,316
平成15年2月分		平成15年3月10日	948,871	386,029
平成15年3月分		平成15年4月10日	126,271	126,271
平成15年4月分		平成15年5月12日	495,998	495,998
平成15年5月分		平成15年6月10日	362,516	362,516
平成15年6月分		平成15年7月10日	364,560	364,560
平成15年7月分		平成15年8月11日	380,357	367,946
平成15年8月分		平成15年9月10日	438,586	32,524
平成15年9月分		平成15年10月10日	245,341	245,341
平成15年10月分		平成15年11月10日	339,178	339,178
平成15年11月分		平成15年12月10日	342,393	342,393
平成15年12月分		平成16年1月13日	336,639	336,639
合計			23,340,512	19,685,827

別表B-3 (原告D) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	260,636	26,000	26,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	167,151	16,000	16,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	1,035,762	103,000	103,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	837,787	83,000	83,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	158,310	15,000	15,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	1,249,424	124,000	124,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	277,617	27,000	27,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	358,656	35,000	35,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	349,837	34,000	34,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	354,487	35,000	35,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	352,092	35,000	35,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	446,536	44,000	44,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	171,799	17,000	17,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	510,685	51,000	51,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	361,671	36,000	36,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	468,992	46,000	46,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	506,908	50,000	50,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	498,359	49,000	49,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	521,468	52,000	52,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	588,176	58,000	58,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	367,467	36,000	36,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	537,345	53,000	53,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	459,162	45,000	45,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	506,319	50,000	50,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	529,683	52,000	52,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	374,839	37,000	37,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	501,703	50,000	50,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	272,101	27,000	27,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	382,960	38,000	38,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	372,057	37,000	37,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	360,642	36,000	36,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	344,562	34,000	34,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	477,050	47,000	47,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	257,351	25,000	25,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	237,317	23,000	23,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	473,205	47,000	47,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	356,316	35,000	35,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	386,029	38,000	38,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	126,271	12,000	12,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	495,998	49,000	49,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	362,516	36,000	36,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	364,560	36,000	36,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	367,946	36,000	36,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	32,524	0	0
平成15年9月分	平成15年10月10日	245,341	24,000	24,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	339,178	33,000	33,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	342,393	34,000	34,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	336,639	33,000	33,000
合計		19,685,827	1,939,000	1,939,000

別表C-1 (原告G) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	V丸		V丸		V丸		合計	
	K(J)		H		I			
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
平成12年1月	554,844	110,965	0	0	0	0	554,844	110,965
平成12年2月	712,628	142,523	0	0	0	0	712,628	142,523
平成12年3月	586,696	117,338	0	0	0	0	586,696	117,338
平成12年4月	584,433	116,884	0	0	0	0	584,433	116,884
平成12年5月	587,056	117,407	0	0	0	0	587,056	117,407
平成12年6月	577,562	115,506	0	0	0	0	577,562	115,506
平成12年7月	582,898	116,575	0	0	0	0	582,898	116,575
平成12年8月	595,736	119,146	0	0	0	0	595,736	119,146
平成12年9月	582,805	116,556	0	0	0	0	582,805	116,556
平成12年10月	587,506	117,494	0	0	0	0	587,506	117,494
平成12年11月	588,504	117,700	0	0	0	0	588,504	117,700
平成13年2月	635,460	127,086	0	0	0	0	635,460	127,086
平成13年3月	656,055	131,211	0	0	0	0	656,055	131,211
平成13年4月	641,781	128,350	0	0	0	0	641,781	128,350
平成13年5月	649,368	129,869	0	0	0	0	649,368	129,869
平成13年6月	646,257	129,243	0	0	0	0	646,257	129,243
平成13年7月	647,172	129,426	0	0	0	0	647,172	129,426
平成13年8月	654,591	130,912	0	0	0	0	654,591	130,912
平成13年9月	643,062	128,607	0	0	0	0	643,062	128,607
平成13年10月	633,813	126,758	0	0	0	0	633,813	126,758
平成13年11月	638,571	127,708	0	0	0	0	638,571	127,708
平成13年12月	653,859	130,765	0	0	0	0	653,859	130,765
平成14年3月	500,018	99,999	0	0	0	0	500,018	99,999
平成14年4月	497,542	99,506	87,612	17,521	94,957	18,990	680,111	136,017
平成14年5月	489,432	97,884	85,387	17,077	121,905	24,381	696,724	139,342
平成14年6月	485,348	97,066	83,600	16,719	118,038	23,607	686,986	137,392
平成14年7月	466,250	93,245	84,000	16,800	112,594	22,518	662,844	132,563
平成14年8月	579,235	115,842	83,312	16,662	113,501	22,699	776,048	155,203
平成14年9月	463,373	92,671	85,187	17,037	112,499	22,499	661,059	132,207
平成14年10月	468,850	93,766	85,887	17,177	116,796	23,359	671,533	134,302
平成14年11月	464,354	92,867	85,775	17,154	113,358	22,670	663,487	132,691
平成14年12月	468,527	93,703	85,587	17,117	116,892	23,377	671,006	134,197
平成15年1月	462,851	92,565	84,537	16,906	113,310	22,662	660,698	132,133
平成15年2月	465,919	93,181	83,700	16,739	114,074	22,814	663,693	132,734
平成15年3月	456,791	91,356	0	0	110,684	22,136	567,475	113,492
平成15年4月	248,987	49,794	181,294	36,257	113,787	22,757	544,068	108,808
平成15年5月	0	0	0	0	401,631	80,325	401,631	80,325
平成15年6月	573,453	114,687	0	0	0	0	573,453	114,687
平成15年7月	566,889	113,376	48,981	9,796	55,234	11,046	671,104	134,218
平成15年8月	571,267	114,249	47,821	9,564	79,717	15,942	698,805	139,755
平成15年9月	565,829	113,161	46,204	9,240	78,266	15,653	690,299	138,054
平成15年10月	531,444	106,282	44,754	8,950	73,102	14,619	649,300	129,851
平成15年11月	536,394	107,274	45,370	9,074	73,305	14,660	655,069	131,008
平成15年12月	535,096	107,014	44,986	8,997	71,718	14,343	651,800	130,354

別表C-2 (原告G) 源泉所得税額

(単位:円)

月分	区分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分		平成12年2月10日	110,965	110,965
平成12年2月分		平成12年3月10日	142,523	138,400
平成12年3月分		平成12年4月10日	117,338	117,338
平成12年4月分		平成12年5月10日	116,884	116,884
平成12年5月分		平成12年6月12日	117,407	117,407
平成12年6月分		平成12年7月10日	115,506	115,506
平成12年7月分		平成12年8月10日	116,575	116,575
平成12年8月分		平成12年9月11日	119,146	119,146
平成12年9月分		平成12年10月10日	116,556	116,556
平成12年10月分		平成12年11月10日	117,494	117,494
平成12年11月分		平成12年12月11日	117,700	115,486
平成13年2月分		平成13年3月12日	127,086	127,086
平成13年3月分		平成13年4月10日	131,211	131,211
平成13年4月分		平成13年5月10日	128,350	128,350
平成13年5月分		平成13年6月11日	129,869	129,869
平成13年6月分		平成13年7月10日	129,243	129,243
平成13年7月分		平成13年8月10日	129,426	129,426
平成13年8月分		平成13年9月10日	130,912	130,912
平成13年9月分		平成13年10月10日	128,607	128,607
平成13年10月分		平成13年11月12日	126,758	126,758
平成13年11月分		平成13年12月10日	127,708	127,708
平成13年12月分		平成14年1月10日	130,765	92,285
平成14年3月分		平成14年4月10日	99,999	99,999
平成14年4月分		平成14年5月10日	136,017	135,473
平成14年5月分		平成14年6月10日	139,342	139,293
平成14年6月分		平成14年7月10日	137,392	137,392
平成14年7月分		平成14年8月12日	132,563	132,563
平成14年8月分		平成14年9月10日	155,203	142,144
平成14年9月分		平成14年10月10日	132,207	132,200
平成14年10月分		平成14年11月11日	134,302	134,126
平成14年11月分		平成14年12月10日	132,691	102,791
平成14年12月分		平成15年1月10日	134,197	134,110
平成15年1月分		平成15年2月10日	132,133	132,133
平成15年2月分		平成15年3月10日	132,734	132,734
平成15年3月分		平成15年4月10日	113,492	113,492
平成15年4月分		平成15年5月12日	108,808	6,335
平成15年5月分		平成15年6月10日	80,325	44,896
平成15年6月分		平成15年7月10日	114,687	114,687
平成15年7月分		平成15年8月11日	134,218	132,935
平成15年8月分		平成15年9月10日	139,755	138,794
平成15年9月分		平成15年10月10日	138,054	138,054
平成15年10月分		平成15年11月10日	129,851	129,464
平成15年11月分		平成15年12月10日	131,008	130,496
平成15年12月分		平成16年1月13日	130,354	129,960
合計			5,547,361	5,317,283

別表C-3 (原告G) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	110,965	11,000	11,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	138,400	13,000	13,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	117,338	11,000	11,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	116,884	11,000	11,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	117,407	11,000	11,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	115,506	11,000	11,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	116,575	11,000	11,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	119,146	11,000	11,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	116,556	11,000	11,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	117,494	11,000	11,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	115,486	11,000	11,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	127,086	12,000	12,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	131,211	13,000	13,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	128,350	12,000	12,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	129,869	12,000	12,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	129,243	12,000	12,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	129,426	12,000	12,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	130,912	13,000	13,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	128,607	12,000	12,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	126,758	12,000	12,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	127,708	12,000	12,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	92,285	9,000	9,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	99,999	9,000	9,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	135,473	13,000	13,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	139,293	13,000	13,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	137,392	13,000	13,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	132,563	13,000	13,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	142,144	14,000	14,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	132,200	13,000	13,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	134,126	13,000	13,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	102,791	10,000	10,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	134,110	13,000	13,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	132,133	13,000	13,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	132,734	13,000	13,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	113,492	11,000	11,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	6,335	0	0
平成15年5月分	平成15年6月10日	44,896	0	0
平成15年6月分	平成15年7月10日	114,687	11,000	11,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	132,935	13,000	13,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	138,794	13,000	13,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	138,054	13,000	13,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	129,464	12,000	12,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	130,496	13,000	13,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	129,960	12,000	12,000
合計		5,317,283	502,000	502,000

別表D-1 (原告E) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	d丸		d丸		d丸		e丸		e丸		f丸		合計	
	I		K(J)		H		I		H		I		支払額	税額
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額		
平成12年1月	610,521	122,098	49,305	9,861	0	0	521,223	104,242	0	0	480,109	96,019	1,661,158	332,220
平成12年2月	541,620	108,324	50,775	10,155	0	0	539,460	107,892	0	0	499,500	99,900	1,631,355	326,271
平成12年3月	529,081	105,815	48,675	9,735	0	0	526,971	105,393	0	0	487,935	97,585	1,592,662	318,528
平成12年4月	526,823	105,357	48,487	9,697	0	0	524,718	104,939	0	0	485,849	97,164	1,585,877	317,157
平成12年5月	543,371	108,668	48,705	9,741	0	0	575,062	115,009	0	0	463,192	92,636	1,630,330	326,054
平成12年6月	532,338	106,461	47,917	9,583	0	0	570,020	113,998	0	0	492,001	98,394	1,642,276	328,436
平成12年7月	492,790	98,552	48,360	9,672	0	0	572,168	114,430	0	0	453,899	90,776	1,567,217	313,430
平成12年8月	494,179	98,830	49,425	9,885	0	0	562,111	112,417	0	0	455,175	91,031	1,560,890	312,163
平成12年9月	486,315	97,257	48,352	9,670	0	0	522,590	104,512	0	0	484,737	96,941	1,541,994	308,380
平成12年10月	498,340	99,665	48,742	9,748	0	0	1,966,352	393,264	0	0	496,723	99,341	3,010,157	602,018
平成12年11月	493,254	98,645	48,825	9,765	0	0	0	0	0	0	491,650	98,322	1,033,729	206,732
平成12年12月	0	0	21,996	4,399	0	0	488,344	97,665	0	0	506,865	101,368	1,017,205	203,432
平成13年1月	2,252,294	450,451	0	0	0	0	594,755	118,942	0	0	534,984	106,991	3,382,033	676,384
平成13年2月	0	0	456,282	91,252	0	0	596,550	119,303	0	0	536,604	107,318	1,589,436	317,873
平成13年3月	133,766	26,752	471,069	94,213	0	0	610,386	122,070	0	0	2,851,163	570,229	4,066,384	813,264
平成13年4月	181,660	36,332	460,819	92,159	0	0	635,500	127,100	0	0	0	0	1,277,979	255,591
平成13年5月	177,776	35,554	466,268	93,251	0	0	621,916	124,375	0	0	0	0	1,265,960	253,180
平成13年6月	176,093	35,217	464,034	92,801	0	0	616,025	123,200	55,620	11,124	580,559	116,108	1,892,331	378,450
平成13年7月	182,246	36,447	464,691	92,932	0	0	589,656	117,925	55,845	11,169	515,016	103,000	1,807,454	361,473
平成13年8月	177,558	35,510	470,017	93,998	0	0	574,488	114,893	63,212	10,642	501,768	100,351	1,777,043	355,394
平成13年9月	174,628	34,924	461,739	92,345	0	0	565,008	112,997	0	0	493,488	98,695	1,694,863	338,961
平成13年10月	175,067	35,013	455,099	91,017	0	0	2,045,689	409,131	41,607	8,321	494,729	98,945	3,212,191	642,427
平成13年11月	175,432	35,085	458,515	91,700	0	0	0	0	0	0	495,764	99,152	1,129,711	225,937
平成13年12月	182,832	36,564	469,492	93,894	0	0	516,336	103,256	0	0	516,672	103,329	1,685,332	337,043
平成14年1月	193,233	38,645	245,106	49,020	0	0	654,881	130,970	0	0	546,065	109,209	1,639,285	327,844
平成14年2月	669,434	133,885	0	0	0	0	657,860	131,570	0	0	548,549	109,709	1,875,843	375,164
平成14年3月	0	0	283,593	56,717	0	0	633,281	126,650	0	0	565,831	113,361	1,483,705	296,728
平成14年4月	241,663	48,331	282,188	56,436	115,296	23,058	643,958	128,788	0	0	586,243	117,245	1,869,348	373,858
平成14年5月	274,446	54,886	277,589	55,517	112,369	22,472	633,779	126,748	0	0	576,977	115,392	1,875,160	375,015
平成14年6月	265,740	53,145	275,272	55,052	110,016	22,002	613,674	122,729	0	0	1,944,023	388,800	3,208,725	641,728
平成14年7月	253,485	50,695	264,441	52,886	110,544	22,108	585,371	117,068	0	0	0	0	1,213,841	242,757
平成14年8月	255,526	51,103	265,696	53,137	109,638	21,926	590,087	118,014	0	0	660,789	132,152	1,881,736	376,332
平成14年9月	253,270	50,651	270,065	54,011	112,106	22,420	584,877	116,969	0	0	523,032	104,603	1,743,350	348,654
平成14年10月	262,945	52,586	273,257	54,650	152,320	30,462	607,217	121,435	0	0	568,120	113,621	1,863,859	372,754
平成14年11月	255,205	51,039	270,636	54,125	135,522	27,103	2,471,542	494,302	0	0	560,261	112,045	3,693,166	738,614
平成14年12月	263,160	52,630	327,288	65,456	134,529	26,905	0	0	0	0	577,728	115,540	1,302,705	260,531
平成15年1月	255,096	51,016	287,508	57,499	132,943	26,587	0	0	0	0	560,023	111,999	1,235,570	247,101
平成15年2月	256,816	51,361	289,413	57,881	131,575	26,314	891,368	178,267	0	0	563,799	112,754	2,132,971	426,577
平成15年3月	295,641	59,126	283,743	56,747	0	0	607,892	121,574	0	0	547,045	109,405	1,734,321	346,852
平成15年4月	294,894	58,975	285,606	57,119	263,365	52,671	611,630	122,319	0	0	562,384	112,473	2,017,879	403,557
平成15年5月	287,100	57,420	120,397	24,077	0	0	613,060	122,612	0	0	547,520	109,504	1,568,077	313,613
平成15年6月	1,320,630	264,121	0	0	158,609	31,721	619,402	123,875	0	0	553,184	110,631	2,651,825	530,348
平成15年7月	0	0	0	0	0	0	617,815	123,559	0	0	551,765	110,349	1,169,580	233,908
平成15年8月	99,041	19,807	514,916	102,978	41,884	8,376	624,157	124,825	0	0	557,429	111,479	1,837,427	367,465
平成15年9月	171,605	34,320	510,016	101,999	40,468	8,093	612,791	122,552	0	0	2,154,118	430,817	3,488,998	697,781
平成15年10月	160,283	32,055	479,022	95,799	39,198	7,839	572,364	114,466	0	0	308,418	61,675	1,559,285	311,834
平成15年11月	160,728	32,144	483,483	96,692	39,738	7,947	573,951	114,784	0	0	579,924	115,980	1,837,824	367,547
平成15年12月	157,249	31,449	482,313	96,458	39,401	7,880	561,528	112,303	0	0	567,370	113,470	1,807,861	361,560

別表D-2 (原告E) 源泉所得税額

(単位: 円)

区分 月分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	332,220	332,220
平成12年2月分	平成12年3月10日	326,271	326,271
平成12年3月分	平成12年4月10日	318,528	318,528
平成12年4月分	平成12年5月10日	317,157	317,157
平成12年5月分	平成12年6月12日	326,054	326,054
平成12年6月分	平成12年7月10日	328,436	328,436
平成12年7月分	平成12年8月10日	313,430	310,012
平成12年8月分	平成12年9月11日	312,163	312,163
平成12年9月分	平成12年10月10日	308,380	308,380
平成12年10月分	平成12年11月10日	602,018	453,089
平成12年11月分	平成12年12月11日	206,732	206,732
平成12年12月分	平成13年1月10日	203,432	203,432
平成13年1月分	平成13年2月13日	676,384	297,701
平成13年2月分	平成13年3月12日	317,873	317,873
平成13年3月分	平成13年4月10日	813,264	236,584
平成13年4月分	平成13年5月10日	255,591	255,591
平成13年5月分	平成13年6月11日	253,180	253,180
平成13年6月分	平成13年7月10日	378,450	378,450
平成13年7月分	平成13年8月10日	361,473	356,823
平成13年8月分	平成13年9月10日	355,394	355,394
平成13年9月分	平成13年10月10日	338,961	338,961
平成13年10月分	平成13年11月12日	642,427	339,008
平成13年11月分	平成13年12月10日	225,937	225,937
平成13年12月分	平成14年1月10日	337,043	337,043
平成14年1月分	平成14年2月12日	327,844	262,078
平成14年2月分	平成14年3月11日	375,164	266,290
平成14年3月分	平成14年4月10日	296,728	296,728
平成14年4月分	平成14年5月10日	373,858	373,858
平成14年5月分	平成14年6月10日	375,015	375,015
平成14年6月分	平成14年7月10日	641,728	261,607
平成14年7月分	平成14年8月12日	242,757	242,757
平成14年8月分	平成14年9月10日	376,332	376,332
平成14年9月分	平成14年10月10日	348,654	348,654
平成14年10月分	平成14年11月11日	372,754	329,025
平成14年11月分	平成14年12月10日	738,614	340,172
平成14年12月分	平成15年1月10日	260,531	260,475
平成15年1月分	平成15年2月10日	247,101	247,101
平成15年2月分	平成15年3月10日	426,577	426,577
平成15年3月分	平成15年4月10日	346,852	346,852
平成15年4月分	平成15年5月12日	403,557	403,557
平成15年5月分	平成15年6月10日	313,613	311,623
平成15年6月分	平成15年7月10日	530,348	202,447
平成15年7月分	平成15年8月11日	233,908	233,908
平成15年8月分	平成15年9月10日	367,465	367,465
平成15年9月分	平成15年10月10日	697,781	276,347
平成15年10月分	平成15年11月10日	311,834	311,834
平成15年11月分	平成15年12月10日	367,547	367,547
平成15年12月分	平成16年1月13日	361,560	361,560
合計		18,188,920	15,024,828

別表D-3 (原告E) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	332,220	33,000	33,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	326,271	32,000	32,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	318,528	31,000	31,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	317,157	31,000	31,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	326,054	32,000	32,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	328,436	32,000	32,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	310,012	31,000	31,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	312,163	31,000	31,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	308,380	30,000	30,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	453,089	45,000	45,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	206,732	20,000	20,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	203,432	20,000	20,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	297,701	29,000	29,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	317,873	31,000	31,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	236,584	23,000	23,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	255,591	25,000	25,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	253,180	25,000	25,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	378,450	37,000	37,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	356,823	35,000	35,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	355,394	35,000	35,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	338,961	33,000	33,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	339,008	33,000	33,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	225,937	22,000	22,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	337,043	33,000	33,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	262,078	26,000	26,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	266,290	26,000	26,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	296,728	29,000	29,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	373,858	37,000	37,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	375,015	37,000	37,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	261,607	26,000	26,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	242,757	24,000	24,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	376,332	37,000	37,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	348,654	34,000	34,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	329,025	32,000	32,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	340,172	34,000	34,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	260,475	26,000	26,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	247,101	24,000	24,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	426,577	42,000	42,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	346,852	34,000	34,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	403,557	40,000	40,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	311,623	31,000	31,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	202,447	20,000	20,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	233,908	23,000	23,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	367,465	36,000	36,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	276,347	27,000	27,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	311,834	31,000	31,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	367,547	36,000	36,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	361,560	36,000	36,000
合計		15,024,828	1,477,000	1,477,000

別表E-1 (原告A) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	O丸		O丸		g丸		h丸		h丸		合計	
	H		I		I		H		I			
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
平成12年1月	0	0	0	0	249,914	49,977	515,714	103,139	0	0	765,628	153,116
平成12年2月	0	0	567,216	113,443	258,660	51,732	490,420	98,081	0	0	1,316,296	263,256
平成12年3月	0	0	535,622	107,123	252,672	50,534	0	0	0	0	788,294	157,657
平成12年4月	0	0	519,470	103,890	251,591	50,313	551,885	110,373	0	0	1,322,946	264,576
平成12年5月	0	0	566,937	113,385	3,589,772	717,950	0	0	0	0	4,156,709	831,335
平成12年6月	0	0	561,529	112,302	0	0	460,807	92,157	0	0	1,022,336	204,459
平成12年7月	0	0	563,645	112,723	381,473	76,291	479,147	95,824	0	0	1,424,265	284,838
平成12年8月	0	0	565,234	113,042	498,986	99,791	469,323	93,862	0	0	1,533,543	306,695
平成12年9月	0	0	532,055	106,407	491,047	98,204	466,640	93,328	0	0	1,489,742	297,939
平成12年10月	0	0	579,942	115,985	557,673	111,531	470,170	94,030	0	0	1,607,785	321,546
平成12年11月	0	0	561,510	112,296	537,512	107,498	479,147	95,824	0	0	1,578,169	315,618
平成12年12月	0	0	578,883	115,772	527,682	105,531	501,098	100,216	0	0	1,607,663	321,519
平成13年1月	0	0	611,001	122,196	540,789	108,151	503,940	100,784	0	0	1,655,730	331,131
平成13年2月	0	0	2,340,207	468,033	542,424	108,478	506,703	101,336	0	0	3,389,334	677,847
平成13年3月	0	0	0	0	555,005	110,996	523,202	104,637	0	0	1,078,207	215,633
平成13年4月	0	0	352,656	70,525	577,840	115,568	515,066	103,008	0	0	1,445,562	289,101
平成13年5月	0	0	696,423	139,278	565,487	113,090	503,633	100,722	0	0	1,765,543	353,090
平成13年6月	0	0	613,020	122,597	560,132	112,022	518,290	103,652	0	0	1,691,442	338,271
平成13年7月	0	0	634,440	126,881	579,704	115,934	525,737	105,147	0	0	1,739,881	347,962
平成13年8月	0	0	618,120	123,617	564,792	112,954	518,750	103,746	0	0	1,701,662	340,317
平成13年9月	0	0	607,920	121,577	2,099,595	419,915	649,719	129,937	0	0	3,357,234	671,429
平成13年10月	0	0	609,450	121,890	0	0	0	0	0	0	609,450	121,890
平成13年11月	0	0	610,721	122,141	665,207	133,038	0	0	0	0	1,275,928	255,179
平成13年12月	0	0	636,480	127,290	693,264	138,648	0	0	662,064	132,406	1,991,808	398,344
平成14年1月	0	0	672,690	134,531	732,703	146,536	0	0	699,728	139,939	2,105,121	421,006
平成14年2月	0	0	675,750	135,150	736,036	147,206	0	0	702,911	140,581	2,114,697	422,937
平成14年3月	0	0	650,501	130,093	708,536	141,704	0	0	676,649	135,323	2,035,686	407,120
平成14年4月	0	0	661,470	132,287	720,482	144,090	0	0	688,057	137,605	2,070,009	413,982
平成14年5月	0	0	651,011	130,195	709,093	141,815	0	0	677,181	135,429	2,037,285	407,439
平成14年6月	0	0	2,863,798	572,753	686,598	137,316	0	0	655,698	131,135	4,206,094	841,204
平成14年7月	0	0	0	0	654,933	130,982	0	0	625,458	125,085	1,280,391	256,067
平成14年8月	199,615	39,922	309,441	61,884	660,209	132,038	0	0	630,497	126,094	1,799,762	359,938
平成14年9月	204,107	40,820	328,073	65,612	654,379	130,871	0	0	624,929	124,979	1,811,488	362,282
平成14年10月	205,784	41,154	340,605	68,118	2,332,333	466,460	0	0	648,800	129,754	3,527,522	705,486
平成14年11月	205,516	41,100	330,579	66,111	0	0	0	0	629,702	125,934	1,165,797	233,145
平成14年12月	205,065	41,011	340,884	68,174	607,160	121,429	0	0	2,940,768	588,145	4,093,877	818,759
平成15年1月	202,550	40,508	330,437	66,084	630,622	126,120	0	0	0	0	1,163,609	232,712
平成15年2月	200,545	40,106	332,665	66,529	634,874	126,968	0	0	532,680	106,532	1,700,764	340,135
平成15年3月	0	0	322,781	64,553	616,007	123,195	0	0	574,284	114,850	1,513,072	302,598
平成15年4月	398,362	79,668	331,830	66,363	633,278	126,651	0	0	590,386	118,070	1,953,856	390,752
平成15年5月	202,610	40,521	323,060	64,612	616,540	123,308	0	0	574,780	114,956	1,716,990	343,397
平成15年6月	259,083	51,813	326,402	65,276	622,918	124,574	0	0	580,726	116,138	1,789,129	357,801
平成15年7月	261,094	52,216	325,566	65,110	621,322	124,258	0	0	537,155	107,425	1,745,137	349,009
平成15年8月	222,366	44,470	328,908	65,777	627,700	125,534	0	0	542,669	108,528	1,721,643	344,309
平成15年9月	193,742	38,746	1,782,551	356,506	616,270	123,248	0	0	532,788	106,552	3,125,351	625,052
平成15年10月	0	0	0	0	575,613	115,120	0	0	497,638	99,522	1,073,251	214,642
平成15年11月	261,582	52,313	0	0	577,209	115,437	0	0	499,017	99,798	1,337,808	267,548
平成15年12月	259,367	51,871	462,673	92,532	564,716	112,941	0	0	488,216	97,641	1,774,972	354,985

別表E-2 (原告A) 源泉所得税額

(単位: 円)

月分	区分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分		平成12年2月10日	153,116	153,116
平成12年2月分		平成12年3月10日	263,256	257,001
平成12年3月分		平成12年4月10日	157,657	157,657
平成12年4月分		平成12年5月10日	264,576	264,576
平成12年5月分		平成12年6月12日	831,335	650,854
平成12年6月分		平成12年7月10日	204,459	204,459
平成12年7月分		平成12年8月10日	284,838	284,838
平成12年8月分		平成12年9月11日	306,695	306,695
平成12年9月分		平成12年10月10日	297,939	297,939
平成12年10月分		平成12年11月10日	321,546	321,546
平成12年11月分		平成12年12月11日	315,618	315,618
平成12年12月分		平成13年1月10日	321,519	321,519
平成13年1月分		平成13年2月13日	331,131	331,131
平成13年2月分		平成13年3月12日	677,847	335,146
平成13年3月分		平成13年4月10日	215,633	215,633
平成13年4月分		平成13年5月10日	289,101	289,101
平成13年5月分		平成13年6月11日	353,090	353,090
平成13年6月分		平成13年7月10日	338,271	338,271
平成13年7月分		平成13年8月10日	347,962	347,962
平成13年8月分		平成13年9月10日	340,317	238,729
平成13年9月分		平成13年10月10日	671,429	178,205
平成13年10月分		平成13年11月12日	121,890	121,890
平成13年11月分		平成13年12月10日	255,179	255,179
平成13年12月分		平成14年1月10日	398,344	398,344
平成14年1月分		平成14年2月12日	421,006	421,006
平成14年2月分		平成14年3月11日	422,937	422,937
平成14年3月分		平成14年4月10日	407,120	407,120
平成14年4月分		平成14年5月10日	413,982	413,982
平成14年5月分		平成14年6月10日	407,439	407,439
平成14年6月分		平成14年7月10日	841,204	410,805
平成14年7月分		平成14年8月12日	256,067	256,067
平成14年8月分		平成14年9月10日	359,938	359,938
平成14年9月分		平成14年10月10日	362,282	362,282
平成14年10月分		平成14年11月11日	705,486	546,433
平成14年11月分		平成14年12月10日	233,145	233,145
平成14年12月分		平成15年1月10日	818,759	400,594
平成15年1月分		平成15年2月10日	232,712	232,712
平成15年2月分		平成15年3月10日	340,135	340,135
平成15年3月分		平成15年4月10日	302,598	301,703
平成15年4月分		平成15年5月12日	390,752	390,752
平成15年5月分		平成15年6月10日	343,397	343,397
平成15年6月分		平成15年7月10日	357,801	357,801
平成15年7月分		平成15年8月11日	349,009	349,009
平成15年8月分		平成15年9月10日	344,309	344,309
平成15年9月分		平成15年10月10日	625,052	355,491
平成15年10月分		平成15年11月10日	214,642	214,642
平成15年11月分		平成15年12月10日	267,548	267,548
平成15年12月分		平成16年1月13日	354,985	354,985
合計			17,835,053	15,432,731

別表E-3 (原告A) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	153,116	15,000	15,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	257,001	25,000	25,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	157,657	15,000	15,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	264,576	26,000	26,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	650,854	65,000	65,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	204,459	20,000	20,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	284,838	28,000	28,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	306,695	30,000	30,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	297,939	29,000	29,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	321,546	32,000	32,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	315,618	31,000	31,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	321,519	32,000	32,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	331,131	33,000	33,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	335,146	33,000	33,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	215,633	21,000	21,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	289,101	28,000	28,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	353,090	35,000	35,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	338,271	33,000	33,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	347,962	34,000	34,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	238,729	23,000	23,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	178,205	17,000	17,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	121,890	12,000	12,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	255,179	25,000	25,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	398,344	39,000	39,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	421,006	42,000	42,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	422,937	42,000	42,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	407,120	40,000	40,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	413,982	41,000	41,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	407,439	40,000	40,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	410,805	41,000	41,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	256,067	25,000	25,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	359,938	35,000	35,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	362,282	36,000	36,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	546,433	54,000	54,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	233,145	23,000	23,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	400,594	40,000	40,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	232,712	23,000	23,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	340,135	34,000	34,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	301,703	30,000	30,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	390,752	39,000	39,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	343,397	34,000	34,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	357,801	35,000	35,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	349,009	34,000	34,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	344,309	34,000	34,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	355,491	35,000	35,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	214,642	21,000	21,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	267,548	26,000	26,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	354,985	35,000	35,000
合計		15,432,731	1,520,000	1,520,000

別表F-1 (原告B) 本件金員等の額

(単位:円)

区分 年月分	i 丸		i 丸		j 丸		j 丸		合計	
	I		K (J)		H		I			
	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
平成12年1月	0	0	0	0	275,578	55,114	195,336	39,064	470,914	94,178
平成12年2月	0	0	0	0	283,118	56,622	379,080	75,816	662,198	132,438
平成12年3月	0	0	0	0	0	0	370,301	74,057	370,301	74,057
平成12年4月	0	0	0	0	465,058	93,010	368,721	73,740	833,779	166,750
平成12年5月	0	0	0	0	274,018	54,802	380,305	76,055	654,323	130,857
平成12年6月	0	0	0	0	271,678	54,334	372,583	74,513	644,261	128,847
平成12年7月	0	0	0	0	282,466	56,490	373,987	74,795	656,453	131,285
平成12年8月	0	0	0	0	274,666	54,930	375,039	75,004	649,705	129,934
平成12年9月	0	0	0	0	0	0	369,073	73,811	369,073	73,811
平成12年10月	0	0	0	0	437,422	87,480	1,634,781	326,962	2,072,203	414,432
平成12年12月	0	0	0	0	287,123	57,423	0	0	287,123	57,423
平成13年1月	0	0	0	0	292,202	58,439	567,086	113,412	859,288	171,851
平成13年2月	0	0	0	0	293,092	58,617	426,606	85,316	719,698	143,933
平成13年3月	633,046	126,604	0	0	312,140	62,427	436,499	87,294	1,381,685	276,325
平成13年4月	578,169	115,633	0	0	311,251	62,249	454,460	90,892	1,343,880	268,774
平成13年5月	563,061	112,607	0	0	231,320	46,263	444,743	88,944	1,239,124	247,814
平成13年6月	557,728	111,542	0	0	310,053	62,009	440,533	88,101	1,308,314	261,652
平成13年7月	577,216	115,439	0	0	260,571	52,113	455,926	91,180	1,293,713	258,732
平成13年8月	562,368	112,470	0	0	248,288	49,655	444,198	88,834	1,254,854	250,959
平成13年9月	553,088	110,614	0	0	0	0	436,868	87,368	989,956	197,982
平成13年10月	554,479	110,895	0	0	294,193	58,836	1,493,129	298,622	2,341,801	468,353
平成13年11月	555,637	111,125	0	0	0	0	0	0	555,637	111,125
平成13年12月	579,072	115,808	0	0	0	0	0	0	579,072	115,808
平成14年1月	612,015	122,399	0	0	0	0	0	0	612,015	122,399
平成14年2月	614,799	122,959	0	0	0	0	0	0	614,799	122,959
平成14年3月	591,829	118,360	0	0	0	0	0	0	591,829	118,360
平成14年4月	601,807	120,358	0	0	0	0	0	0	601,807	120,358
平成14年5月	2,889,907	577,970	0	0	254,644	50,926	291,039	58,204	3,435,590	687,100
平成14年6月	0	0	0	0	246,432	49,284	469,680	93,932	716,112	143,216
平成14年7月	0	0	83,508	16,700	247,680	49,533	448,017	89,599	779,205	155,832
平成14年8月	684,560	136,907	83,904	16,780	243,208	48,640	451,627	90,323	1,463,299	292,650
平成14年9月	508,896	101,776	85,284	17,056	252,876	50,573	447,640	89,524	1,294,696	258,929
平成14年10月	528,336	105,664	86,292	17,258	254,124	50,822	464,737	92,942	1,333,489	266,686
平成14年11月	512,784	102,555	85,464	17,092	252,460	50,490	451,057	90,209	1,301,765	260,346
平成14年12月	528,768	105,752	86,232	17,246	292,028	58,404	465,120	93,020	1,372,148	274,422
平成15年1月	512,567	102,511	85,188	17,036	185,326	37,063	450,867	90,169	1,233,948	246,779
平成15年2月	516,023	103,202	85,752	17,150	235,822	47,163	453,907	90,776	1,291,504	258,291
平成15年3月	500,688	100,136	84,072	16,814	0	0	440,417	88,079	1,025,177	205,029
平成15年4月	514,727	102,943	84,624	16,924	478,816	95,758	452,766	90,547	1,530,933	306,172
平成15年5月	501,120	100,224	84,204	16,840	236,934	47,385	440,800	88,160	1,263,058	252,609
平成15年6月	506,304	101,259	84,852	16,970	105,252	21,049	445,360	89,068	1,141,768	228,346
平成15年7月	505,008	101,000	83,880	16,776	0	0	2,100,541	42,105	2,689,429	537,881
平成15年8月	510,192	102,035	199,764	39,952	0	0	0	0	709,956	141,987
平成15年9月	1,789,722	357,939	0	0	0	0	0	0	1,789,722	357,939
平成15年11月	574,056	114,806	142,201	28,440	0	0	0	0	716,257	143,246
平成15年12月	468,028	93,603	141,857	28,371	0	0	0	0	609,885	121,974

別表F-2 (原告B) 源泉所得税額

(単位:円)

月分	区分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分		平成12年2月10日	94,178	93,625
平成12年2月分		平成12年3月10日	132,438	130,655
平成12年3月分		平成12年4月10日	74,057	74,057
平成12年4月分		平成12年5月10日	166,750	166,750
平成12年5月分		平成12年6月12日	130,857	130,857
平成12年6月分		平成12年7月10日	128,847	128,847
平成12年7月分		平成12年8月10日	131,285	129,637
平成12年8月分		平成12年9月11日	129,934	129,846
平成12年9月分		平成12年10月10日	73,811	73,811
平成12年10月分		平成12年11月10日	414,432	186,956
平成12年12月分		平成13年1月10日	57,423	42,000
平成13年1月分		平成13年2月13日	171,851	156,878
平成13年2月分		平成13年3月12日	143,933	128,195
平成13年3月分		平成13年4月10日	276,325	262,863
平成13年4月分		平成13年5月10日	268,774	250,516
平成13年5月分		平成13年6月11日	247,814	237,143
平成13年6月分		平成13年7月10日	261,652	261,652
平成13年7月分		平成13年8月10日	258,732	188,071
平成13年8月分		平成13年9月10日	250,959	245,126
平成13年9月分		平成13年10月10日	197,982	197,982
平成13年10月分		平成13年11月12日	468,353	262,587
平成13年11月分		平成13年12月10日	111,125	111,125
平成13年12月分		平成14年1月10日	115,808	115,808
平成14年1月分		平成14年2月12日	122,399	122,399
平成14年2月分		平成14年3月11日	122,959	122,959
平成14年3月分		平成14年4月10日	118,360	118,360
平成14年4月分		平成14年5月10日	120,358	120,358
平成14年5月分		平成14年6月10日	687,100	319,772
平成14年6月分		平成14年7月10日	143,216	137,072
平成14年7月分		平成14年8月12日	155,832	149,212
平成14年8月分		平成14年9月10日	292,650	292,650
平成14年9月分		平成14年10月10日	258,929	252,312
平成14年10月分		平成14年11月11日	266,686	259,819
平成14年11月分		平成14年12月10日	260,346	254,291
平成14年12月分		平成15年1月10日	274,422	217,062
平成15年1月分		平成15年2月10日	246,779	245,265
平成15年2月分		平成15年3月10日	258,291	255,078
平成15年3月分		平成15年4月10日	205,029	205,029
平成15年4月分		平成15年5月12日	306,172	283,515
平成15年5月分		平成15年6月10日	252,609	249,167
平成15年6月分		平成15年7月10日	228,346	123,740
平成15年7月分		平成15年8月11日	537,881	216,213
平成15年8月分		平成15年9月10日	141,987	137,063
平成15年9月分		平成15年10月10日	357,939	139,556
平成15年11月分		平成15年12月10日	143,246	143,246
平成15年12月分		平成16年1月13日	121,974	121,974
合計			9,930,830	8,191,099

別表F-3 (原告B) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	93,625	9,000	9,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	130,655	13,000	13,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	74,057	7,000	7,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	166,750	16,000	16,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	130,857	13,000	13,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	128,847	12,000	12,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	129,637	12,000	12,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	129,846	12,000	12,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	73,811	7,000	7,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	186,956	18,000	18,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	42,000	0	0
平成13年1月分	平成13年2月13日	156,878	15,000	15,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	128,195	12,000	12,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	262,863	26,000	26,000
平成13年4月分	平成13年5月10日	250,516	25,000	25,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	237,143	23,000	23,000
平成13年6月分	平成13年7月10日	261,652	26,000	26,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	188,071	18,000	18,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	245,126	24,000	24,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	197,982	19,000	19,000
平成13年10月分	平成13年11月12日	262,587	26,000	26,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	111,125	11,000	11,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	115,808	11,000	11,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	122,399	12,000	12,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	122,959	12,000	12,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	118,360	11,000	11,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	120,358	12,000	12,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	319,772	31,000	31,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	137,072	13,000	13,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	149,212	14,000	14,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	292,650	29,000	29,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	252,312	25,000	25,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	259,819	25,000	25,000
平成14年11月分	平成14年12月10日	254,291	25,000	25,000
平成14年12月分	平成15年1月10日	217,062	21,000	21,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	245,265	24,000	24,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	255,078	25,000	25,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	205,029	20,000	20,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	283,515	28,000	28,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	249,167	24,000	24,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	123,740	12,000	12,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	216,213	21,000	21,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	137,063	13,000	13,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	139,556	13,000	13,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	143,246	14,000	14,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	121,974	12,000	12,000
合計		8,191,099	791,000	791,000

別表G-1 (原告F) 本件金員等の額

(単位:円)

年月分	i 丸		k 丸		合計	
	I		I		支払額	税額
	支払額	税額	支払額	税額		
平成12年1月	414,788	82,954	450,787	90,154	865,575	173,108
平成12年2月	411,731	82,345	466,560	93,312	878,291	175,657
平成12年3月	419,889	83,977	455,758	91,150	875,647	175,127
平成12年4月	418,096	83,614	453,810	90,757	871,906	174,371
平成12年5月	431,229	86,242	468,067	93,610	899,296	179,852
平成12年6月	422,473	84,489	458,563	91,708	881,036	176,197
平成12年7月	424,065	84,809	460,291	92,055	884,356	176,864
平成12年8月	425,260	85,049	461,586	92,313	886,846	177,362
平成12年9月	418,493	83,693	454,243	90,844	872,736	174,537
平成12年10月	389,513	77,900	465,475	93,091	854,988	170,991
平成12年11月	385,537	77,103	460,722	92,139	846,259	169,242
平成12年12月	1,704,991	340,992	474,979	94,992	2,179,970	435,984
平成13年1月	0	0	501,330	100,261	501,330	100,261
平成13年2月	0	0	502,848	100,568	502,848	100,568
平成13年3月	0	0	3,061,342	612,264	3,061,342	612,264
平成13年5月	0	0	0	0	0	0
平成13年6月	0	0	696,132	139,220	696,132	139,220
平成13年7月	0	0	554,202	110,837	554,202	110,837
平成13年8月	0	0	539,946	107,985	539,946	107,985
平成13年9月	0	0	531,036	106,203	531,036	106,203
平成13年11月	0	0	533,483	106,694	533,483	106,694
平成13年12月	0	0	555,984	111,192	555,984	111,192
平成14年1月	0	0	587,613	117,518	587,613	117,518
平成14年2月	0	0	590,286	118,056	590,286	118,056
平成14年3月	0	0	568,232	113,639	568,232	113,639
平成14年4月	0	0	577,812	115,558	577,812	115,558
平成14年5月	0	0	568,678	113,731	568,678	113,731
平成14年6月	0	0	550,638	110,122	550,638	110,122
平成14年7月	0	0	485,157	97,027	485,157	97,027
平成14年8月	0	0	489,065	97,808	489,065	97,808
平成14年9月	0	0	484,747	96,945	484,747	96,945
平成14年10月	0	0	3,189,825	637,960	3,189,825	637,960
平成15年1月	0	0	829,737	165,939	829,737	165,939
平成15年2月	0	0	626,511	125,297	626,511	125,297
平成15年3月	0	0	607,894	121,576	607,894	121,576
平成15年4月	0	0	624,938	124,982	624,938	124,982
平成15年5月	0	0	608,420	121,684	608,420	121,684
平成15年6月	0	0	614,714	122,940	614,714	122,940
平成15年7月	0	0	613,139	122,625	613,139	122,625
平成15年8月	0	0	619,433	123,882	619,433	123,882
平成15年9月	0	0	608,154	121,626	608,154	121,626
平成15年10月	0	0	568,032	113,602	568,032	113,602
平成15年11月	0	0	540,646	108,124	540,646	108,124
平成15年12月	0	0	525,402	105,077	525,402	105,077

別表G-2 (原告F) 源泉所得税額

(単位: 円)

月分	区分	法定納期限	徴収すべき所得税額	本件各納税告知 処分の額
平成12年1月分		平成12年2月10日	173,108	173,108
平成12年2月分		平成12年3月10日	175,657	175,657
平成12年3月分		平成12年4月10日	175,127	175,127
平成12年4月分		平成12年5月10日	174,371	174,371
平成12年5月分		平成12年6月12日	179,852	179,178
平成12年6月分		平成12年7月10日	176,197	176,197
平成12年7月分		平成12年8月10日	176,864	176,864
平成12年8月分		平成12年9月11日	177,362	177,362
平成12年9月分		平成12年10月10日	174,537	174,537
平成12年10月分		平成12年11月10日	170,991	170,781
平成12年11月分		平成12年12月11日	169,242	169,242
平成12年12月分		平成13年1月10日	435,984	140,849
平成13年1月分		平成13年2月13日	100,261	100,261
平成13年2月分		平成13年3月12日	100,568	100,568
平成13年3月分		平成13年4月10日	612,264	283,202
平成13年5月分		平成13年6月11日	0	0
平成13年6月分		平成13年7月10日	139,220	139,220
平成13年7月分		平成13年8月10日	110,837	110,837
平成13年8月分		平成13年9月10日	107,985	107,985
平成13年9月分		平成13年10月10日	106,203	106,203
平成13年11月分		平成13年12月10日	106,694	106,694
平成13年12月分		平成14年1月10日	111,192	111,192
平成14年1月分		平成14年2月12日	117,518	117,518
平成14年2月分		平成14年3月11日	118,056	118,056
平成14年3月分		平成14年4月10日	113,639	113,639
平成14年4月分		平成14年5月10日	115,558	115,558
平成14年5月分		平成14年6月10日	113,731	113,731
平成14年6月分		平成14年7月10日	110,122	110,122
平成14年7月分		平成14年8月12日	97,027	96,613
平成14年8月分		平成14年9月10日	97,808	97,808
平成14年9月分		平成14年10月10日	96,945	96,945
平成14年10月分		平成14年11月11日	637,960	354,978
平成15年1月分		平成15年2月10日	165,939	165,939
平成15年2月分		平成15年3月10日	125,297	125,297
平成15年3月分		平成15年4月10日	121,576	121,576
平成15年4月分		平成15年5月12日	124,982	124,982
平成15年5月分		平成15年6月10日	121,684	121,684
平成15年6月分		平成15年7月10日	122,940	122,940
平成15年7月分		平成15年8月11日	122,625	122,625
平成15年8月分		平成15年9月10日	123,882	123,882
平成15年9月分		平成15年10月10日	121,626	121,626
平成15年10月分		平成15年11月10日	113,602	113,602
平成15年11月分		平成15年12月10日	108,124	108,124
平成15年12月分		平成16年1月13日	105,077	105,077
合計			6,950,234	6,041,757

別表G-3 (原告F) 不納付加算税

(単位:円)

区分 月分	法定納期限	本件各納税告知処 分の額	不納付加算税 の額	本件賦課決定 処分の額
平成12年1月分	平成12年2月10日	173,108	17,000	17,000
平成12年2月分	平成12年3月10日	175,657	17,000	17,000
平成12年3月分	平成12年4月10日	175,127	17,000	17,000
平成12年4月分	平成12年5月10日	174,371	17,000	17,000
平成12年5月分	平成12年6月12日	179,178	17,000	17,000
平成12年6月分	平成12年7月10日	176,197	17,000	17,000
平成12年7月分	平成12年8月10日	176,864	17,000	17,000
平成12年8月分	平成12年9月11日	177,362	17,000	17,000
平成12年9月分	平成12年10月10日	174,537	17,000	17,000
平成12年10月分	平成12年11月10日	170,781	17,000	17,000
平成12年11月分	平成12年12月11日	169,242	16,000	16,000
平成12年12月分	平成13年1月10日	140,849	14,000	14,000
平成13年1月分	平成13年2月13日	100,261	10,000	10,000
平成13年2月分	平成13年3月12日	100,568	10,000	10,000
平成13年3月分	平成13年4月10日	283,202	28,000	28,000
平成13年5月分	平成13年6月11日	0	0	0
平成13年6月分	平成13年7月10日	139,220	13,000	13,000
平成13年7月分	平成13年8月10日	110,837	11,000	11,000
平成13年8月分	平成13年9月10日	107,985	10,000	10,000
平成13年9月分	平成13年10月10日	106,203	10,000	10,000
平成13年11月分	平成13年12月10日	106,694	10,000	10,000
平成13年12月分	平成14年1月10日	111,192	11,000	11,000
平成14年1月分	平成14年2月12日	117,518	11,000	11,000
平成14年2月分	平成14年3月11日	118,056	11,000	11,000
平成14年3月分	平成14年4月10日	113,639	11,000	11,000
平成14年4月分	平成14年5月10日	115,558	11,000	11,000
平成14年5月分	平成14年6月10日	113,731	11,000	11,000
平成14年6月分	平成14年7月10日	110,122	11,000	11,000
平成14年7月分	平成14年8月12日	96,613	9,000	9,000
平成14年8月分	平成14年9月10日	97,808	9,000	9,000
平成14年9月分	平成14年10月10日	96,945	9,000	9,000
平成14年10月分	平成14年11月11日	354,978	35,000	35,000
平成15年1月分	平成15年2月10日	165,939	16,000	16,000
平成15年2月分	平成15年3月10日	125,297	12,000	12,000
平成15年3月分	平成15年4月10日	121,576	12,000	12,000
平成15年4月分	平成15年5月12日	124,982	12,000	12,000
平成15年5月分	平成15年6月10日	121,684	12,000	12,000
平成15年6月分	平成15年7月10日	122,940	12,000	12,000
平成15年7月分	平成15年8月11日	122,625	12,000	12,000
平成15年8月分	平成15年9月10日	123,882	12,000	12,000
平成15年9月分	平成15年10月10日	121,626	12,000	12,000
平成15年10月分	平成15年11月10日	113,602	11,000	11,000
平成15年11月分	平成15年12月10日	108,124	10,000	10,000
平成15年12月分	平成16年1月13日	105,077	10,000	10,000
合計		6,041,757	584,000	584,000